

不干渉政策の決定過程

——ブルム内閣とスペイン内戦——

渡 邊 和 行

目次	
一	はじめに
二	政策決定の機関
	(一) 首相と外相
	(1) ブルム
	(2) デルボス
	(二) 内閣
	(三) 外務省
	(四) 議会
	(五) 軍部(以上本号)
三	政策決定の過程
	(一) 第一期 七月二〇日—二四日
	(二) 第二期 七月二五日—三一日
	(三) 第三期 八月一日—八日
	(四) 第四期 八月九日以降
四	おわりに

一 はじめに

「黄金世紀 siglo de oro」以来ヨーロッパ史の傍流に位置していたスペイン⁽¹⁾は、一九三六年七月、再び国際政治の焦点と化した。スペイン内戦の勃発である。スペイン問題は誕生してまもないフランス人民戦線内閣（六月四日に成立）にとって、いわばパンドラの箱であった。結論から述べれば、スペイン内戦はフランス人民戦線内に潜在していた亀裂を顕在化させる最初の事件となった。また総選挙（四月二六日―五月三日）で敗北し五月から六月にかけての「社会的爆発 l'explosion sociale」（ブルム）によって屏息を余儀なくされた国民戦線 'Front national' 反人民戦線派にとつて、スペイン内戦は一時的ではあれ統一を回復し勢力を挽回する好機となったのである。さらにスペイン内戦はフランスの集団安全保障上、ゆゆしき事態を惹起した。フランス政府の対応は、既にラインランド事件から始まっていたベルギーや小協商諸国の離反を促し、フランスは孤立を深めイギリスへの依存の度合を高めざるをえなかった⁽²⁾のである。

かかる重要性を有するスペイン内戦に対し、ブルム人民戦線内閣は不干渉政策 la politique de non-intervention を採択した。八月八日のことである。初め首相ブルムがスペイン人民戦線 Frente popular の支援に傾いていただけに、不干渉政策を決議したブルム政府の意図について当時からさまざまな揣摩憶息がなされていた。スペイン共和国から援助の要請を受けた七月二〇日から、一方的不干渉に踏み切った三週間のあいだに何があったのか。スペイン共和政府への援助を控えるようにイギリス保守党内閣から圧力が加えられたからであるとか、援助を強行すればフランスもスペインの前轍を踏み内戦に陥る危険があったから等々と言われていたのである。つまり不干渉政策の起源と背景に

関心が集中されてきたのである。起源の問題に関しては、イギリス政府の圧力を強調する説とフランス政府の自主性を重視する説とがあった。イギリスから圧力が行使されたとされる場合は三度あった⁽³⁾。第一に七月二三日のロンドンにおける仏・英・ベルギー三国会談、第二にダルラン海軍少将 *vice-amiral Darlan*⁽⁴⁾ とイギリス海軍本部との協議、第三にパリ駐在イギリス大使のデルボス外相への働きかけ *démarche* の三度である。後述するようになお微妙で不透明な問題を残しているとはいえ、最近の研究によればイギリス政府の直接圧力説はほぼ否定され、フランス政府のイニシアチヴによって不干涉が発案されたものであることが明らかにされた⁽⁵⁾。圧力説は否定されたとはいえずスペイン内戦に対するイギリス政府の態度が、フランスの外交政策を決定する際の重要な一要素として考慮されたことは言うまでもない。なぜなら仏英協商 *Entente cordiale* を維持することはケー・ドルセイ *Quai d'Orsay* の外交目標であり、フランス政府の至上命令であったからである。

さてブルム内閣が不干涉政策を決議するにいたった要因（背景の問題）について、平瀬徹也教授は次の四点を指摘されておられる⁽⁶⁾。

- (一) 無制限の援助競争ではフランスは工業生産力にまさるドイツに匹敵できないとの認識。
- (二) 武器供給に対するイギリス政府の否定的反応。
- (三) 援助競争がヨーロッパ戦争に発展することへの恐怖。
- (四) 閣内での急進党の反対とその背後にあるフランス国内世論の分裂。

平瀬教授は(四)の要因にウェートを置いておられる（既ち直接圧力説の否定を意味する）が、筆者もフランスの国内環境を重視する立場に賛成であり、平瀬教授の見解をおおむね肯定するものである⁽⁷⁾。しかし筆者はさらに第五、第六の理由を付け加えたい。第五の理由は(四)のいわばメダルの裏面に当るものであるが、人民戦線政府の解体を回避した

いという願ひである。援助を強行すればブルム政府は崩壊し、その後継政府はスペイン共和国にとってブルム政府より悪いものとなりかねないという懸念が存在したのである。辞意を洩らしていたブルムが思いとどまったのもこのためであつたし、一方的不干渉を急いだのも分裂回避の願ひからであつた。つまり人民戦線の維持、存続という組織利益が国際連帯というイデオロギー利益にまさつたのである。それにもし不干渉協定が列強によつて遵守されるなら、スペイン共和国にとって不干渉は必ずしも不利ではなく、紛争を局地化することができ、そのうえ内外の平和を維持しようという希望もあつたことであろう。第六の理由は(二)とも一部関係するものであるが、フランスの外交政策全体との連関である。政府および外務省がこの時期、フランス外交の機軸としたものは仏英連帯による平和の確保（つまり現状維持の政策）であつた。ところがスペイン共和国への武器引渡しをもたらすものは、対立ブロックへのヨーロッパの分裂であり、それはフランス外交の機軸に背馳するものであつた。不干渉政策こそが、フランス外交の統一性、一貫性を保証したのである。フランス政府は不干渉以外の政策をとりえなかつたのである。なぜならリスクの大きい政策を決定しうるのは官僚ではなくて、強固な意志とリーダーシップを持つ政治家であつたからである。ブルムはこのタイプの政治家ではなかつた。ともあれ筆者は不干渉が決定された八月上旬の時点では、(二)と(四)と(五)と(六)の理由が最も重要であつたと考えている。

本稿は以上のことを明らかにせんとするものである。外交政策の決定モデルの枠組を援用しつつ政策決定中枢の動きを分析し、不干渉政策がアウト・プットされるプロセスとその理由を検討せんとするものである。⁽⁸⁾なお続稿において決定中枢の環境因子である政治集団・社会集団の意見を分析し、不干渉政策の構造を描く意図であることを付言しておきたい。

本論に移る前に不干渉政策の研究が人民戦線史に占める位置について、換言すれば、人民戦線史における外交政策

研究の意義について述べておきたい。

二月六日が内政の新時代を切り拓いたように、三月七日は外交の新時代を画した⁽⁹⁾。確かに三〇年代のフランス外交を回顧したとき、三月七日が重大な転機であったことに異論の余地はない。ラインランド事件によってロカルノ体制は終焉し、フランスは同盟国の信頼を失い、国際政治のアクターとしては「二流国」⁽¹⁰⁾に転落し「眠れるパートナー」⁽¹¹⁾と評された。バルトウー Louis Barthou 外相が試みたドイツの孤立化を目的とする安全保障政策は崩れ、フランスは自国の安全すら脅かされるにいたり、四〇年の潰乱 *debacle* を迎えるにいたるのである。

それではなぜラインランド事件後三カ月して誕生した人民戦線内閣は、外交上の体勢立て直しができなかったのだろうか。ドイツが外交攻勢を本格的に始動させたのは、人民戦線政府のときであった。スペイン共和国を見ず、独塊合併 *Anschluss* を黙認し、ミュンヘン協定を承認したのも人民戦線政府であった。なにゆえに人民戦線政府は、イデオロギー的にも対立するヒトラー・ドイツに対抗しえなかったのか。シヨータン *Camille Chautemps*、ダラディエ *Edouard Daladier* の各政府が人民戦線政府の名に真に値しないとしても、社会党首班の第一次レオン・ブルム *Leon Blum* 内閣になぜ体勢の立て直しができなかったのか。このような問いは単に歴史家の興味 of 次元を越えて、現代を生きる者に鋭く回答を迫っている。

さて如上の問いはなぜ人民戦線は国際場裏でイニシアチヴをとることなく崩壊したのかを問うことに帰着するであろう。さまざまな要因が考えられる。経済政策の失敗、硬直した軍事戦略思想、国力の基礎となる人的物的諸資源の払底、フランス人を捉えた平和主義という社会心理的要因等々。これらの理由のあるものは人民戦線政府の選択の範囲を制約し、あるものは人民戦線政府の権威を掘り崩し失意を生み出すことに寄与したであろう。しかしわれわれは崩壊の直接の理由を内政の失敗によりも国際事件の衝撃に求めることができる。なぜなら人民戦線は「国際事件の暗

雲によつて窒息させられた⁽¹²⁾」からである。突発する国際事件が人民戦線の裂罅を押し拡げ、人民戦線に宥和を強い、人民戦線を崩壊にいたらしめたのである。従つて国際事件の衝撃に対するフランス国内の反応やその事件への人民戦線政府の対応を考察することは、人民戦線の崩壊を考究することにつながる。それは人民戦線を葬つた急進党の行動を見ると、一層明らかとなるであろう。

三八年一〇月、形骸と化していた人民戦線を葬つたのは急進党であつた。マルセイユにおける党大会で急進党は共産党批判を展開し、翌一月の人民連合全国委員会の会議で、急進党の代表は「共産党とのあらゆる協力は不可能」であり「これ以上、同席することを拒否する」と訣別を宣言したのである。⁽¹³⁾人民戦線を離脱する理由として急進党が挙げているのは、与党たる共産党の反政府行動への不満であつて人民戦線政府の社会経済政策への不満ではなかつた。三七年二月に人民戦線綱領の停止 *la pause* が宣言されたが、「暗々裏の停止 *la pause implicite*」⁽¹⁴⁾は既に三六年九月から始まつていたことを考えれば、急進党のこの態度は当然ではある。しかも上院財政委員会では、急進党のジョゼフ・カイヨー *Joseph Caillaux* が綱領のサボタージュに努めていたからである。

急進党は共産党の反政府行動が秩序への脅威となつたと判断した。「ファシスト・リーグ」に対しては秩序の擁護者であつた共産党も、再び秩序の破壊者となつたと急進派の目に映つたのである。共産党と急進党がこの時期、最も対立するのは外交政策の領域であつた。共産党は三六年の秋から政府の外交政策を批判し、三八年一月にはイヴォン・デルボス *Yvon Delbos* 外相 (急進党) の罷免すら要求している。⁽¹⁵⁾他方、急進党も共産党のスペイン共和国援助キャンペーンには苛立ちを覚えていた。三六年一〇月の急進党大会を前にして、フランス・ジャーナリズムの関心を集めたのは急進党と共産党との関係がどうなるのかということであつた。また同年一二月には急進党のジャン・ミストレ *Jean Mistler* 下院外交委員長は急進党議員団の総会で、不干渉政策を再び問題にせんとしている共産党の態度に遺憾

の意を強く表明し拍手喝采を浴びていたのである。⁽¹⁶⁾ 外交政策をめぐる人民戦線内部の対立こそ、人民戦線の主要な分裂因であったわけである。突発する国際事件は政党間のみならず、社会党のごとく一政党内部にも亀裂をもたらし人民戦線の解体を促したのである。

人民戦線政府にとって、かかる国際事件の最初のものがスペイン内戦であった。しかもスペイン内戦は人民戦線政府が誕生してまもない時期に勃発し、人民戦線が崩壊するまで人民戦線を悩ませ続けたのである。スペイン内戦に対するフランス政府の対応は、ますます独自の外交を阻害することとなり、集団安全保障を再構築せんとするブルム内閣の努力を徒勞に終らせたのである。スペイン内戦が人民戦線政府の外交上の体勢をさらに悪化させたのであった。悪化した体勢はショータン内閣、ダラディエ内閣と経るにつれて一層、復原力を失っていったのである。スペイン内戦の衝撃の大きさが諒解されるであろう。スペイン内戦に対するフランス国内の反応の中に、既に戦争の忌避、ドイツへの宥和といった社会心理的要因を看取することができるのである。従って不干渉政策は単なる一外交史的イベントであるにとどまらず、フランス人に与えた社会的心理的影響という点で「ミュンヘン」に通ずる事件であった。換言すれば不干渉政策に見られるフランス国内の反応は「ミュンヘン」の原型とも言いうるのである。⁽¹⁷⁾ 以下において筆者が不干渉政策の構造を明らかにせんとするのは、人民戦線の崩壊、さらにはフランスの潰乱を解くひとつの鍵があると考えからにほかならない。わが国ではかかる観点から人民戦線の外交政策を論じた研究はいまだ存在しない。宥和政策の研究もイギリス・サイドのものが質量ともにフランスを圧倒している。しかしフランス人民戦線の崩壊という視角を導入したとき、人民戦線の外交政策の重要性が新たな相貌を帯びて浮かびあがるのである。人民戦線の外交政策を研究する意義は、ここに存するのである。⁽¹⁸⁾

- (1) 「黄金世紀」以来スペインは衰退 *decadencia* を蒙り、「アフリカはピレネーから始まる」(アレクサンドル・デュマ)と称されていた。
- (2) フランス離れは次のようにして生じた。ロカルノ締約国たる隣国ベルギーは、一九三六年一〇月にフランスとの同盟条約を破棄し中立政策への復帰を宣言した。チェコスロバキアは三六年八月にドイツとの恒久的な平和協力関係の必要性を声明し、一月には不可侵条約の締結をドイツに打診している。ルーマニアでは三六年八月に親仏家 *francophile* の外相が退陣した。またユーゴスラビアも三六年九月にイタリアと経済金融協定を結び、翌年三月に不可侵条約を締結した。ブルム自身三六年六月にこれらの国々の重要性を次のように位置づけていた。「かれらの安全はわれわれ自身の安全の一要素である。丁度われわれの安全がかれらの安全の不可欠な一部であるように。」従ってこれら同盟国のフランス離れは、フランスにとって深刻な事態をもたらすことになるわけである。Cf. Maurice Baumont, *La faillite de la paix 1918-1939*, tome II 1936-1939, 3^e éd. (Paris, 1951), pp. 732-738. Pierre Renouvin, "La politique extérieure du premier gouvernement Léon Blum", in *Colloque. Léon Blum chef de gouvernement* (Paris, 1967), p. 349. *L'Œuvre de Léon Blum*, tome IV-1 1934-1937 (Paris, 1964), p. 361. *Le Temps*, 21 août 1936, 31 août 1936.
- (3) このほかにもチャーチルからブルム首相に、ボールドウィン首相からルブラン大統領に警告がなされたとも言われるが真偽は不明である。ラクチュールはチャーチルがその夏、何度かブルムを訪れたと記している。チャーチル自身は回顧録の中でコルバン駐英大使に七月三十一日、個人的責任で文書を送ったことを明らかにしている。チャーチルは仏独の武器援助競争が始まれば、英国の有力分子はドイツに好意を抱きフランスと疎遠になるだろうと述べ、厳正中立をフランスに要求したのである。ともあれこれらのケースを加えれば、イギリス政府から圧力が行使されたとされる場合は五度となる。この二度の警告については、平瀬徹也「不干渉政策の成立について——フランス外交文書集を中心に」『東京女子大学読史会』第二四集(一九七二年)六一八頁を参照のこと。

チャーチルについては Jean Lacouture, *Léon Blum* (Paris, 1977), p. 355. チャーチル『第二次大戦回顧録 2』(毎日新聞社、一九四九年)一七一一八頁。ボールドウィンの警告については Témoinage de M. Jimenez de Asua, in *Léon Blum chef de gouvernement, op. cit.*, p. 410

(4) ブルムも含め多くの人がタルランの階級を「amiral」としているが、フランス外交文書集には本文の如く記されている。

(5) Cf., Robert J. Young, *In Command of France: French Foreign Policy and Military Planning 1933-1940* (Cambridge, 1978), pp. 136-142.; Jill Edwards, *The British Government and the Spanish Civil War 1936-1939* (London, 1979), pp. 15-30.; David Carlton, "Eden Blum and the Origins of Non-Intervention", *Journal of Contemporary History*, VI no. 3 (1971).; M.D. Gallagher, "Léon Blum and the Spanish Civil War", *Journal of Contemporary History*, VI no. 3 (1971).; Geoffrey Warner, "France and Non-Intervention in Spain July-August 1936", *International Affairs*, XXXVIII no. 2 (1962). 平瀬徹也「不干渉政策の成立について」前掲書、同氏「ブルム内閣とスペイン内乱——とくに不干渉の成立を中心に——」『西洋史学』六二二号(一九六四年)を参照のこと。ヤングの著書は一九七三年の仏英討議 Colloque franco-britannique に提出された諸論文(C.J. Child, *Great Britain France and Non-Intervention in Spain July-August 1936*, Pierre Renouvin, *La genèse de l'accord de non-intervention dans la guerre civile espagnole août 1936*)をも利用したものである。七三年の仏英討議は未刊ゆえにヤングの著書は貴重である。エドワーズの著書はイギリス政府の公文書、書簡を豊富に用いてこの問題にもアプローチを試みたものである。平瀬教授の諸論考は、わが国において不干渉政策をめぐる諸問題に政治史的考察を加えた先駆的業績である。なお圧力説の後退は、ヒュー・トーマスの主要著書『スペイン市民戦争』の初版と第三版との評価の変更に象徴されている。八月七日パリ駐在イギリス大使がデルボス外相と会見した際、大使は最後通牒を発して外相に圧力をかけたこと初版では記されているが、第三版ではこの箇所は削除されているのである。See, Hugh Thomas, *The Spanish Civil War*, first ed., Harper and Row Publishers (London,

1963), p. 258, third ed., Penguin Books (London, 1977), pp. 388-389.

- (6) 平瀬徹也『フランス人民戦線』(近藤出版社、一九七四年)一三七—一五四頁。
- (7) もっとも筆者はフランスの国内世論は深く分裂せず、大半は武器供給に否定的で不干渉政策を積極的に支持ないし黙認したという印象を持っている。援助派は少数派であったのである。このような筆者の考えはレオン・ブルムが一九四二年七月九日付けの手紙の中で表明した内乱説(不干渉政策を決議しなければ「フランスでは内戦が対外戦争に先行していただろう」)への批判を意味している。これらの点については続稿で明らかにした。 Voir, lettre à Suzanne Blum, 9 juillet 1942, citée dans Colette Audry, *Léon Blum ou la politique du juste* (Paris, 1970), pp. 130-131.
- (8) 外交政策の決定過程を分析するに際して、包括的な枠組に関してはフランケルのモデルに、決定中枢の分析についてはアリソンの三モデルに多くの示唆を得ている。ジョゼフ・フランケル『外交における政策決定』河合秀和訳(東大出版会、一九七〇年)、グレアム・T・アリソン『決定の本質——キューバ・ミサイル危機の分析』宮里政玄訳(中央公論社、一九七七年)。このほか進藤栄一「宮僚政治モデル——その特質と評価——」『国際政治』五〇号(一九七四年)所収、宮里政玄「対外政策決定の分析枠組」『琉大法学』第二六卷(一九八〇年)、野林健「対外政策決定過程研究の新動向——オーガニゼーション・アプローチの位置づけ——」『同志社アメリカ研究』十一号(一九七五年)を参照のこと。
- (9) André Siegfried, *De la III^e à la IV^e République* (Paris, 1956), p. 63.
- (10) Alexander Werth, *The Destiny of France* (London, 1937), p. 229.
- (11) これはパリ駐在イギリス大使の言葉である。Clerk to Hoare, June 11, 1936, cited in M.D. Gallagher, *Léon Blum and the Spanish Civil War*, *op.cit.*, 56.
- (12) David Thomson, *Democracy in France since 1870*, 5th ed. (Oxford, 1977), p. 200. シューマンも人民戦線は外交政策の失敗で

- 倒れたという見解をとっている。Frederick L. Schuman, *Europe on the Eve: the Crises of Diplomacy 1933-1939* (New York, 1939), p. 274.
- (13) Jacques Kayser, "Souvenirs d'un militant 1934-1939", *Cahiers de la République*, no. 12 (1958), 81-82., Georges Lefranc, *Histoire du front populaire 1934-1938*, 2^e éd. (Paris, 1974), pp. 278-279.
- (14) *Ibid.*, p. 229. 広田功「フランス人民戦線政府の社会・経済政策ⅠⅡⅢ」『商学論纂』第二〇巻二、四、五号(一九七八-七九年)を参照のこと。広田氏の論文はブルム内閣の社会経済政策を初めて包括的に分析した労作である。
- (15) Daniel R. Brower, *The New Jacobins: the French Communist Party and the Popular Front* (New York, 1968), pp. 200-205.
- (16) *Le Temps*, 22-26 octobre 1936, voir les rubriques de Bulletin du Jour et Revue de la Presse, 4 décembre 1936, p. 8. ハリド「ル・タン」の資料的価値について言及しておきたい。「ル・タン」は保守的な夕刊紙で発行部数は一九三六年で七万部を数えるにすぎなかった。しかし「ル・タン」は保守政府やケー・ドルシーの半官的新聞と見なされており、その社説はほぼ政府の主張を代弁すると考えられていた。ジャック・シャストゥネ Jacques Chastenet (『第三共和政史』*Histoire de la Troisième République*, 4 tomes の著者でもある)は一九三三年に「政府は重大なことを語るべき『ル・タン』を通じてそれを知らせることをより好んだ」と述べている。それに「ル・タン」はシャストゥネやエミール・ミロー Emile Mireaux 上院議員らの編集陣の指揮下で、他のどの新聞より正確で感情に流されないニュースや情報を掲載していた。エドアール・エリオ Edouard Herriot は「ル・タン」を夕刊の官報 *Journal Officiel* と評している。「ル・タン」は第一級の一次資料と言えるのである。Cf. David W. Pike, *Les français et la guerre d'Espagne* (Paris, 1975), p. 40., Charles A. Micaud, *The French Right and Nazi Germany 1933-1939, a Study of Public Opinion* (New York, 1964), p. 9, p. 242., Claude Bellanger, Jacques Godechot et al., *Histoire générale de la presse française*, tome III (Paris, 1972), pp. 558-561., Jean-Noël Jeanneney, *François de Wendel en République, l'argent et le*

pouvoir 1914-1940 (Paris, 1976), pp. 455-464.

(17) 当時空相であったピエール・コットも「不干渉は既にミュンヘンの前兆であった」と最近語っている。 *Le Monde*, 21 novembre 1975, p. 7.

(18) わが国の人民戦線研究は反ファシズム統一戦線視角という一面的アプローチから、多様な視角による多面的アプローチへと推移してきた。現在では人民戦線政府の社会経済政策の研究が盛んであるが、本稿が人民戦線の外交研究の本格的幕あけとなれば幸いである。過去二五年間の一九三〇年代のフランス外交に関する邦語文献のリストを掲げておく。

- (1) 植田隆子「東方ロカルノ案の形成、一九三三年—三四四年」『津田塾大国際関係学研究』四号（一九七八年）。
- (2) 斉藤孝「エティオピア戦争とラヴァル外交」『第二次世界大戦前史研究』（東京大学出版会、一九六五年）所収。
- (3) 杉江栄一「フランス人民戦線とその外交」『国際政治』第三五号（一九六八年）。
- (4) 浜口学「両大戦間期フランスの外交指導——不安定の中の安定——」『社会科学紀要』（東大教養部、一九七〇—七一年）。
- (5) 平井友義「一九三五年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」『国際法外交雑誌』第七〇巻第二号（一九七一年）。
- (6) 平瀬徹也「ブルム内閣とスペイン内乱」『西洋史学』第六二号（一九六四年）。
- (7) 平瀬徹也「不干渉政策の成立について」『読史会』第二四集（一九七二年）。
- (8) 平瀬徹也「フランス社会党とミュンヘンの宥和」『社会思想』第一巻第一号（一九七一年）。
- (9) 山極潔「フランスの外交——バルトウー外交からラヴァル外交への転換を中心に——」『国際政治』（一九五八年）。
- (10) 渡邊啓貴「ダラディエ政権下のフランス外交」『国際政治』七二号（一九八二年）。
- (11) 渡邊啓貴「一九三八年二月六日 仏独声明」『法学研究』第五五巻八号（一九八二年）。

二 政策決定の機関

(一) 首相と外相

第三共和政のフランスにおいて、外交政策の決定に事実上 *de facto* の権限を有したのは首相と外相であった。憲法的法律の規定によれば、共和国大統領が条約の交渉・批准など外交全般に渡る権限を有していた。しかるに「五月一六日 *Seize Mai*」事件後、大統領は実質的権限を失い、一般に立法府にとって安全で凡庸な人物が大統領となる慣習ができあがっていたのである。第三共和政最後の大統領アルベール・ルブラン *Albert Lebrun* もかかる人物であり、もはやマクマオン元帥 *maréchal de MacMahon* に許されていた行動は不可能であった。大統領に残された権能は内政面では、首相を指名し、閣僚会議 *Conseil des ministres* を主宰し、内閣に助言を与えることなどであった。しかし首相の指名にしても大統領の専断は許されず、結局は議会多数派の意思に従わざるをえなかったのである。外交の分野では、大統領の権威の衰微は著しかった。かつての外交全般に渡る広範な権限は名目的となり、とりわけ一九一八年後、内閣会議 *Conseil de cabinet* ①でも外交問題を取り扱うようになってから大統領は影響力をなくしたのである。大統領主宰の閣僚会議の場合でもルブランは、会議でリーダーシップを発揮して討論を自己の考えの方向に導くこともなかった。②

従ってスペイン問題についても、ルブラン大統領が果たした役割は副次的であったと考えられる。ルブランはこの問題に関してブルムに助言を与えているが、かれの発言が首相に決定的影響を及ぼしたとは言いがたい。つまり大統領の政策決定に占める役割は小さく、「決定ゲーム」において「ジュニア・プレーヤー」(アリソン)の地位を占める

にすぎないと考えられるのである。

それでは外交政策の最高決定者たる首相と外相の履歴、外交目標、状況の評価、価値などについて本稿に必要とされる範囲で略述しよう。スペイン内戦に対する政策決定といった危機決定には、政策決定者のパーソナリティが大きく作用するからである。⁽³⁾

(1) 閣僚会議と内閣会議について一言する。閣僚会議は大統領が主宰しエリゼ宮で開かれる正式の閣議で、大統領と大臣と次官から構成される。外交問題は本来ここで審議されることになっていた。内閣会議は首相が主宰し首相官邸 Hotel Matignon で開かれる非公式閣議で、大統領は臨席しない。前者の閣議は法律に明記されており、週二回開かれて、執行権の行使にかかわる全問題を決定した。後者の閣議は一般政策や議会対策を審議した。バルテルミイによれば、閣僚会議でも大統領はただ出席しているだけで、実際に会議を主宰し討論を指導し動議を可決させるのは首相であったという。ただし決議が有効となるためには大統領の署名を必要とするという事実のみが、大統領の助言に重みを与えるものであった。もっとも戦間期には署名が拒否されることはなかったようである。それに政策の執行には大統領の署名だけでは不十分で、所管大臣の副署も必要であったのである。

Cf. Anthony Adamthwaite, *France and the Coming of the Second World War 1936-1939* (London, 1977), p. 113, Frederick L. Schuman, *War and Diplomacy in the French Republic* (New York, 1931), p. 13., (以下 War and Diplomacy と略記) Joseph-Barthélemy, *The Government of France*, tr. by J.B. Morris (London, 1924), p. 97.

(2) Adrien Dansette, *Histoire des présidents de la République, de Louis-Napoleon Bonaparte à Vincent Auriol* (Paris, 1953), pp. 251-252, 273-275. 大統領の権限および外交をめぐっては、このほか Alfred Grosser, *La IV^e République et sa politique extérieure* (Paris, 1961), p. 40., Samuel M. Osgood, "The Third Republic in Historical Perspective", in Gerald N. Grob ed., *Statesmen*

and Statecraft of the Modern West (Massachusetts, 1967), 57-58., Joseph-Barthélemy, *op. cit.*, pp. 80-92, 112-113., Thomson, *Democracy in France since 1870*, *op. cit.*, pp. 92-93., Schuman, *War and Diplomacy*, *op. cit.*, pp. 18-20., John E. Howard, *Parliament and Foreign Policy in France* (London, 1947), pp. 28-30, 42-45. Lindsay Rogers, "The French President and Foreign Affairs", *Political Science Quarterly* XL No.4 (1925). 一八七五年七月一六日憲法については Maurice Duverger, *Constitution et documents politiques*, 8^e ed. (Paris, 1978), pp. 162-166.

(3) 危機決定とは政策決定者に許された決定時間が短く、事態が政策決定者に与える脅威が高く、事態が政策決定者に予期されていなかった場合の決定である（花井等『現代外交政策論』ミネルヴァ書房、一九七五年、一六六一―一七七頁。野林健・佐々木伸夫「戦争決定のタイポロジー的研究」、『一橋研究』二五号、一九七三年、野林健「国際危機と政策決定」、『一橋研究』二三号、一九七二年を参照のこと）。

(1) ブルム

首相レオン・ブルムは一八七二年、パリで絹とりボンの卸しを職業とする富裕なユダヤ人の家庭で生をうけた⁽¹⁾。従って人民戦線政府を率いたときは既に六四歳になっていた。ブルムが社会党議員として政治活動を開始したのは、それより一七年前の一八九九年、四七歳のときである。この事実だけからも、ブルムが青年ミリタンに特有な性急なラディカリズムから政治の世界に足を踏み入れたのではないことがわかる。政界に転進するまでの二四年間をかれは法曹界で過ごした。かれは一八九五年に参事院⁽²⁾ Conseil d'Etat の試験に合格し、法律家かつ判事として人生をスタートしたのである。しかしブルムは冷ややかなジュリストというイメージとは無縁であった。学生時代から詩作に耽り、文芸批評誌『白の評論 La Revue Blanche』に関係し、自らも『ゲートルとエッカーマンの新対話』、『結婚について』、

『スタンダールとベイリスム』などを著わし文学的知性の片鱗を示していたのである。エコール・ノルマル・スュペリール *Ecole Normale Supérieure* ではアンドレ・ジードと同級であり、文芸雑誌を通じてポール・ヴァレリイやアナトール・フランスとも交友があった。このようにブルムはナイーヴな文学的感性の持主であったが、政治家ブルムの思考を方向づけたのは何と言っても法律家的思考様式であった。スペイン内戦に直面したときのブルムの態度を公式化すれば、情熱的で理想主義的な文人ブルム（＝武器援助政策）と冷静で現実主義的な法律家ブルム（＝不干涉政策）とが政治家ブルムの中で相克し、法律家ブルムが勝利するのをわれわれは知るであろう。もともとこのような紛争状態の回避や調停、合法性の尊重といった法律家的思考様式は、ブルムが主張する社会主義像とも密接に関連するものではある。ともあれ二四年間の参事院生活は、ブルムの中に、政治における合法性の尊重を植えつける一因となったと、言いうるのではなからうか。

戦間期の急進主義を代表するのがエドアール・エリオとするなら、ブルムは戦間期のフランス社会主義と同義であった。学生時代にリュシアン・エル Lucien Herr の知遇を受け、かれを通じてジャン・ジョレス Jean Jaurès の警咳に接していたブルムは、社会主義者として自己形成を始めていた。一八九九年に社会党に入党したブルムは、一九〇五年の統一社会党 S F I O の結成にも参加し、大戦中には公共事業省の官房長 *chef de cabinet* となって政府の活動を担いもした。しかし政治活動に専念するのは、一九年セーヌ県選出の下院議員となってからである。卓越した才能によってすぐに、かれは社会党議員団の団長となった。としてトゥール大会（二〇年）における社会党の分裂を経る中から、ブルムは党の代弁者として国民の前に登場したのである。この後一貫してブルムは社会党の、さらには野党の中心的指導者であり続ける。ところで政治家ブルムの最初の試練が党の団結の維持であったことは、その後のブルムの行動を暗示しているようであった。かれは党内では多数派たる中央派に位置し、右派の改良派と左派の革命派との

融和を計らざるをえなかった。また人民戦線内では共産党と急進党の、スペイン問題では援助派と不干渉派との調停を迫られたのである。ブルムは強力なリーダーシップを発揮するタイプの政治家ではなかったのである。

さてブルムが国際社会における価値として第一に挙げるものは平和である⁽³⁾。かれの基本的な考えは、社会主義は平和にとって不可決であり、平和は社会主義にとって不可決であるというものである。つまり平和は社会主義に進む条件であり、戦争はそれを阻害するものであるとの認識である。従ってブルムにとっては平和の維持と平和を保障する機構が重要な問題となる。かれが軍縮と集団安全保障と国際協調システムの原理を主張するのはこのためであった。これらの原理は萌芽的には国際連盟規約に含まれており、それゆえに一層、かれは国際連盟を擁護するのである。これらの主張は国際情勢の進展とともに多少ニュアンスを異にするが、一貫してブルムの中に存在するものであった。

次にブルムの外交目標を首相就任前後のかれの主張から検討しよう。ブルムは三六年六月二三日、上院において政府の外交政策について施政方針演説を行なった⁽⁴⁾。この演説は下院ではデルボス外相が朗読し、両院で圧倒的多数の賛成を得て承認された。そこにはブルム内閣の外交政策の枠組が提示されていた。民主主義を標榜するレジームにあっては、この枠組は当然政府の行動を拘束する要因となるであろう。ブルムの外交目標は、その長期的価値的目標については前述した通り平和の確保であったが、この演説においても破局を生む武装平和から非武装平和に移行するための方針が基調をなしていた。ブルムはフランス国民の「平和の意思」を説き、「諸国民の和解のみを目的とする十字軍」を述べて革命戦争を否認した。そしてこのための短期的具体的外交目標として次のものを挙げた。第一に平和の機構たる国際連盟を強化し威信の回復をはかるための改革措置を構すること、第二に平和を強化する方向で対伊制裁の撤回を検討すること、第三に不十分な集団安全保障システムを補完するため、すべてに開かれ何人にも脅威とならない地域的相互援助協定の締結を急ぐこと、第四に国防の必要性を無視しないが漸進的・全般的軍縮に向け、軍需産業を

統制する国際委員会の設置を要求し、航空機制限協定を結ぶこと、第五に経済状態を考究しヨーロッパ連合 Union européenne をめぐる研究委員会の召集を要求すること、第六に平和に献身する諸国民・諸政府との国際協力を訴えることなどであった。これらの目標は一月に公表された人民連合綱領の「平和の擁護」の要求項目と合致し、その意味で人民戦線精神を体现するものであったと言いうる。もつとも人民戦線政府も連立政府である以上、人民連合綱領が政策の土台となったのは当然であった。

ところでこれらの目標の中には、隣国の内戦に直面したときの政府のとるべきプログラムは当然ながら述べられていない。スペイン内戦との関係で注目すべき目標は第二と第六の目標である。演説の中で首相はドイツ、イタリアをも含めたあらゆる国との平和的友好的関係を謳っているが、「偉大な民主主義国」イギリスとの「緊密で信頼ある協力がヨーロッパの平和の本質的保障である」ことをブルムが確信していることは明白である。⁽⁶⁾つまりブルムの言う国際協力関係には重要度の点で序列が存在し、仏英協力を中軸とした国際協力が念頭にあることは疑いない。かかる首相のイギリスびいき anglomanie は、イギリスの議会制への高い評価にも現われているし、仏英の疎隔を回避せんとする意は既にルール占領時、イギリスと争ってフランスを孤立させることの愚挙を批判したブルムの態度にも現われている。⁽⁷⁾しかしスペイン問題におけるフランス政府の対応を説明する際、従来ややもすればブルムのイギリスびいきが強調される嫌いがあったが、仏英協調は地中海における両国の国家的利害の一致という点からもフランスの国益が要求する方針であり、それは同時にブルムの個人的嗜好にも合致していたことを看過してはならない。⁽⁸⁾

ともあれ首相の反戦平和主義と国際協調主義は、三六年春の選挙キャンペーン、五月一日のアメリカン・クラブにおける演説、五月三十一日の社会党大会での発言、六月六日の議会演説、七月一日のジュネーヴにおける連盟総会での演説など列挙すれば限りがないほどである。⁽⁹⁾結果的には平和を維持する諸施策は実を結ばず仏英協調のみ開花したの

であるが、この二つの指針はスペイン内戦に対するブルムの行動を考察するうえで重要である。また既述の施政方針演説の中で、首相は平和を維持するうえで平和勢力としてのスペインの民主主義に信頼を表明していた。しかし他方で「平和が不可分であることを知り、何人も点火された動乱 *incendie* から逃れられないことを知っているすべての諸国民とともに、われわれは平和を欲する」と明確に動乱より平和を選択することを声明していたのである。⁽¹⁰⁾ スペイン内戦が勃発したときのブルムの態度が暗示されているようである。そこで問題になるのが七月一日のジュネーヴにおける演説の中の「平和を救うためには戦争の可能性も受け入れねばならない」という一節である。しかしこれは戦争も辞さないという所にアクセントがあるのではない。このあと述べているように、集団安全保障が内に孕むこのようなジレンマを解決するためには、集団安全保障は全般的軍縮と結合すべきであるという所にアクセントはあるのである。⁽¹¹⁾ 軍縮会議が失敗し、軍縮が達成されないという現実の前で、このジレンマはいかに解決されるのであろうか。ブルムにあつてはこのジレンマは明らかに戦争の方向ではなく、平和の方向、悪い場合には宥和の方向で解決されるであろう。前述の第二の外交目標はこのことを示している。

ブルムの外交目標について屢述すれば、それは仏英協調によるヨーロッパの平和の維持であった。この目的のためにはヨーロッパ外の問題は犠牲にされ、ヨーロッパ内の問題でも戦争を惹起するおそれのある問題の前では後退する傾向が見られるのである。現実の前で理想は常に怯懦な精神によつて後退させられたのである。もつともこの後退は平和を望む民心の動向と合致してはいた。

さてブルムは当時の状況をいかに認識していたのであろうか。ブルムにとってスペイン内戦は、正統で友好的な政府に対する反乱にほかならなかつたが、かれは内戦の勃発を予期しえなかつた。かれ自身戦後に証言しているように、スペイン内戦は「突発事件 *coup de théâtre*」であつた。ブルムは七月一八日にスペインの社会主義者で国会 *cortes* の

副議長たるヒメネス・デ・アスーア Jiménez de Asúa と首相官邸で会見し、アスーアからスペインの「状況は良好です *excellente*」との報告を受けていたのである。⁽¹²⁾この直後に内戦勃発の第一報を受けとったのであった。⁽¹³⁾従ってブルムの初期の情緒的イデオロギー的反応（＝武器援助政策）は、この予期せぬ状況に直面したことの驚きと憤り、情報不足や矛盾する情報から生ずる状況の評価の誤り（つまりスペイン共和政府への援助は合法的であると楽観していたこと）に帰着しうるのではないかと想像される。⁽¹⁴⁾

以上のようにスペイン内戦に直面したブルムの反応およびかれが選択する政策は、かれの経歴、価値、外交目標のジレンマ、状況の評価という要素からもある程度説明しうるのである。

(1) 政界に転出するまでのブルムについては、Joel Colton, *Léon Blum : Humanist in Politics* (Cambridge, 1974), pp. 3-44., Jean Lacouture, *Léon Blum* (Paris, 1977), pp. 13-151., Gilbert Zieburra, *Léon Blum et le parti socialiste 1872-1934* (Paris, 1967), pp. 9-124. などを詳し。

(2) 参事院は政府の行政上の諮問機関として政府提出の法案作成を受け持つと同時に、市民と国家との紛争を調停する最高行政裁判所の機能をもつ重要な国家機関である。Cf., Thomson, *op. cit.*, p. 99.

(3) ブルムの「戦争と平和」観、国際政治観については Léon Blum, *Les problèmes de la paix*, 2^e éd. (Paris, 1931), *L'Œuvre de Léon Blum*, tome IV-1 1934-1937 (Paris, 1964), pp. 357-386., Nathanael Greene, *Crisis and Decline : the French Socialist Party in the Popular Front Era* (New York, 1969), pp. 13-34., Michel Bilis, *Socialistes et pacifistes, l'intenable dilemme des socialistes français 1933-1939* (Paris, 1979), pp. 37-77. 『平和の諸問題』は一九二一年から二二年までの『ル・ポピュレール』の論説を集めたものである。

(4) *L'Œuvre de Léon Blum*, tome IV-1, pp. 357-364.

(5) 「平和の擁護」は人民連合綱領の政治的要求の二番目にあり、次の七項からなっていた。

- (1) 平和の維持と組織化のために、人民、とくに勤労大衆に呼びかける。
- (2) 侵略者を定義し、侵略が行なわれた場合は、連帯責任による自動的制裁を加え、集団安全保障をめざして、国際連盟の枠内で国際的に協力する。

(3) まず軍備制限協定、ついで統制された全般的・同時的軍備縮小により、武装平和から非武装平和へと移行するため、不断の努力をする。

(4) 軍需産業の国有化と武器の民間取引の禁止。

(5) 秘密外交の放棄。集団安全保障と個別的平和という国際連盟成立の原則をそこなわずに、連盟を脱退した国々をジュネーヴに呼び戻すための、国際的行動と公開交渉を行なう。

(6) 世界平和にとって危険な協定を調整するために、国際連盟規約が規定する手続きに柔軟性を与える。

(7) 仏ソ協定の原理にしたがって、とくに東部および中部ヨーロッパにおいて、すべての国との条約機構を拡大してゆく。

以上 Lefranc, *Histoire du front populaire*, op. cit., pp. 477-478. なお翻訳はルフラン『フランス人民戦線』高橋治男訳、文庫クセジュ、白水社、一九七三年、一五三―四頁を利用させていただいた。

(6) *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-1, p. 360.

(7) イギリスの政治制度への評価については、Léon Blum, "La réforme gouvernementale", in *L'Œuvre de Léon Blum*, tome III-1 1914-1928 (Paris, 1972). この中でブルムはイギリスの政治制度との比較を通してフランスの内閣制度、議会制度の改革を論じている。Jean Gicquel et Lucien Sfez, *Problèmes de la réforme de l'Etat en France depuis 1934* (Paris, 1965), pp. 25-32. 参照のこと。ルール占領事のブルムについては Werth, *The Destiny of France*, op. cit., p. 279.

- (8) Pierre Renouvin, *Histoire des relations internationales*, tome VIII-2 De 1929 à 1945, 6^e éd. (Paris, 1976), pp. 103-105.
- (9) アメリカン・クラブでの演説については Werth, *op. cit.*, pp. 284-285. その他については *L'Œuvre de Léon Blum*, t. IV-1, pp. 234-237, 269, 274, 364-370. これらの演説には「平和」「平和的」という言葉が頻出する。
- (10) *Ibid.*, p. 358, p. 361.
- (11) *Ibid.*, p. 368.
- (12) *L'Œuvre de Léon Blum*, tome IV-2 1937-1940 (Paris, 1965), p. 373. この証言は一九四七年七月二三日に、議会の調査委員会で行われたものである。
- (13) モロッコでの軍事反乱に関するマドリッド駐在フランス大使からの第一報は、七月一日、午後二時二〇分、外務省にはいった。*Documents Diplomatiques Français 1932-1939*, 2^e série 1936-1939, tome II, No. 483, p. 736. ブルムが午後五時に第一報を受けとったとき、かれは小学校教職員組合の代表と会見していた。代表の一人である書記長のデルマスは、そのときのブルムの驚きを記している。André Delmas, *Mémoires d'un instituteur syndicaliste* (Paris, 1979), p. 292. ケー・ドルセーがなぜ第一報をただちに首相に伝えなかったのかは不明である。
- (14) ピエール・ルスノーヴァンは、なぜブルムが七月二〇日に予じめ独伊の反応がどうであり、イギリスの態度がどうであるのか調べることなく、スペイン政府に武器を供給することを約束したのかと疑問を提出している。筆者はブルムが当初、イデオロギー的ないし感情的に反応したのは本文に指摘したように、予期せぬ事件に狼狽したこと、決定に要する時間が短かったこと、状況を楽観的に評価したことがその理由であると考えている。Pierre Renouvin, "La politique extérieure du premier gouvernement Léon Blum", in *Léon Blum chef de gouvernement*, *op. cit.*, p. 341. 情報の不正確さや混沌とした状況については *Le Temps*, 24 juillet 1936, *Bulletin du Jour*, p.1., 27 juillet, p. 1.

(2) デルボス

戦間期の外相としてはアリスティド・ブリアン Aristide Briand に次いで在職期間の長いイヴォン・デルボスは、人
民戦線政府の外相（三六年六月—三八年三月）であったにもかかわらず、これまで研究者に余り注目されてこなかつ
た。従つて本節ではやや詳しくかれの履歴、価値、外交目標、かれが外相に任命された経緯について検討しよう。⁽¹⁾

外相デルボスは一八八五年、フランス南西部のペリゴール Périgord 地方で生まれた。両親は小学校の教師であつ
た。一九〇七年エコール・ノルマル・スユペリールに入学し、その陽気で活動的な性格ゆえに多くの友人を得た。
その中にはアンドレ・フランソワ・ポンセ André François-Poncet、ルネ・マシグリ René Massigli らもいた。フラ
ンソワ・ポンセとはその後の政治的軌跡を異にするが、マシグリとは思想的に近かった。三六年にデルボスが外相と
なったとき、フランソワ・ポンセはベルリン駐在フランス大使であり、仏独接近の旗手であつた。一方マシグリはこ
のとき外務省の政治通商局長となつており、外務省内の有力な仏英協調派であつた。⁽²⁾ さてデルボスは一九一一年に
文学の一級教員資格 agrégation を取得したが、ジャーナリストとしての道を歩み始めていた。同年日刊『急進派 Le
Radical』の主筆となり、この活動を通じてデルボスはカイヨー、エリオ、ジョレス、ブルムらフランス政界の重鎮と接
触する機会をもつた。この接触はのちのかれの政治活動にとって重要となるであろう。第一次大戦では出征して重傷
を負つた。この戦争体験がデルボスの思想形成にどう作用したのか具体的に明らかにすることはできないが、少くも
もかれも「塹壕の世代」に属し、共和的で平和主義的な郷軍人 ancien combattant の一人であつたことは確実であ
る。われわれはそれをかれが戦争中に公表した論説に垣間見ることができよう。その中でデルボスは軍に対する議会の
コントロールの増大と、戦争目的の明確化を要求したのである。⁽³⁾

一九一九年にこれも急進党系の『新時代 l'Ere nouvelle』の創刊に参加するが、財政的理由でそこを離れる。次いで急進党紙としてだけでなく、フランスの地方紙の中でも最強で影響力も大きい『トゥールーズ通信 La Depeche de Toulouse』で筆陣を張った。⁽⁴⁾『トゥールーズ通信』の編集長はモーリス・サロー Maurice Sarraut であり、首相をつとめたアルベール・サロー Albert Sarraut の兄である。『トゥールーズ通信』は三〇万部の発行部数を持ち、フランス南西部約二〇県の急進党議員に影響力をもっていた。党組織がルーズで全国的規模の中央機関紙をもたない急進党にあつては、このような地方紙が党組織の要であつた。つまり議員政党たる急進党の唯一の日常活動は、各議員が係わりをもつ新聞活動であつたのである。このように重要な意味をもつ新聞と係わり、急進党内の一大派閥であるサロー閥と関係をもつたことは一層、かれの政界進出を促すことになるのである。ジャーナリストとしての活動を続ける一方で、一九一九年国会議員となり政治活動を開始した。三四年には急進党議員団の団長をつとめ、また三二年議会期には下院副議長でもあつた。政治家としてのかれの成長を示している。

次にデルボスの政治的価値、外交目標を検討しよう。急進党の穏健左派に位置するデルボスが、誠実な共和主義者であつたことは疑いない。かれの外交政策を考えるうえで第一に抽出すべきことは、かれの反共産主義である。もつとも右翼のような非妥協的な反共産主義者ではなかつたが、かれが『トゥールーズ通信』に初めて掲載した論説は、二〇年の社会党の分裂に関するものであつた。そこにはかれの共産主義への嫌悪が記されており、フランス政治への共産主義の悪影響が論じられていた。⁽⁵⁾「トゥールーズ派」のアルベール・サローがポアンカレ内閣の内相のとき（一九二七年）、「共産主義は敵」であると叫んだが、デルボスもこの見解をある程度共有していたのではないかと想像される。またデルボスはブリアンの説くヨーロッパ連合を支持したが、かれはそれをファシズムとボルシェヴィズムに対する闘いの道具と考へていた。⁽⁶⁾さらに三四年七月の社共行動統一協定を批判し、社会党は共産党の細胞活動の犠牲と

なるであろうと断言してもいた。⁽⁷⁾ かかる態度は人民戦線へのかれの対応にも反映されている。かれは「二月六日事件」後誕生したドゥーメルグ Gaston Doumergue 政府の政党休戦を支持し、国民連合政府のもとでの融和を主張した。⁽⁸⁾ して自己が主要な大臣となるはずの人民戦線を精力的に非難したのである。サロー兄弟も三四年末、人民戦線をファシストに対する反撃ではなくて、二つのマルクス主義政党間の内部競争だと考えていた。⁽⁹⁾ デルボスが人民戦線の支持に傾くのは、三五年五月の市町村会議員選挙のあとでしかない。⁽¹⁰⁾

さてデルボスが国際政治の分野で主張することは、国際連盟を中心とした集団安全保障であった。連盟規約を遵守することによって国際平和を維持することがその眼目であった。従って平和の確保という基本的な考えにおいては、ブルムと共通していたのである。「トゥールーズ派」の首領モーリス・サローも同じ考えをもっていた。このようなデルボスの外交観、「トゥールーズ派」の国際政治観を端的に表わしているのが、三五年一月二七日の下院における外交政策の審議である。⁽¹¹⁾ 「トゥールーズ派」がラヴァル Pierre Laval 外交に批判的であったことは、モーリス・サローがラヴァル首相の連盟軽視に憤慨していたことにも明らかであった。⁽¹²⁾ この日急進党議員団の団長であるデルボスは、ラヴァルの対伊政策を「裁判官のような口調」⁽¹³⁾ で激しく告発したのである。この演説がデルボスに外相を約束したといっても過言ではない。デルボスの批判はラヴァル＝ホーア案に集中した。デルボスはこれまでわたしが支持してきた政府の政策は、一九一九年以来のフランス外交の伝統から逸脱し、国際連盟の未来、全般的平和、フランスの安全を窮地に立たせるものであると非難した。首相が仏伊友好を守り紛争の拡大を回避しようとするのは結構であるが、そのための努力は侵略を鼓舞したり集団安全保障の原理を犠牲にするものであってはならないと主張した。そしてデルボスは首相にイタリアを満足させませず全世界に不満を与える出口のない道と、ジュネーヴに集う諸国民との協定を維持し連盟規約の精神に立ち返る道との間で、選択せねばならないと迫ったのである。

この演説の中からデルボスの外交問題への接近方法の特徴を、いくつか抽出することができる。かれの語るフランス外交の伝統とは、条約の遵守と侵略戦争の否定を柱とするブリアン外交のことであった。⁽¹⁴⁾かれの思考の枠組はブリアン外交によって規定されていたのである。即ちフランスの安全と平和の維持を、友好国と同盟国と強力で活動的な国際連盟の力によって達成しようというのがデルボスの考えであった。⁽¹⁵⁾国際連盟が仲裁機能を低下させたとき、友好国と同盟国の比重が高まるのはコロラリーである。それはデルボスが「外交政策については外国の意見を配慮することは十分正当」であり、フランスの安全を保証するためには第一次大戦のときのように、なおフランスは「諸国民の援助を必要としている」と認識していることにも明らかである。⁽¹⁶⁾重要な同盟国としてデルボスの念頭にあるのは勿論イギリスである。それは「仏英友好を強化」することはポーランドをフランスにつなぎとめておく最良の方法であり、フランスが連盟規約を破棄するならフランス国境を防衛するのに、もはやイギリスをあてにしえないと述べていることから諒解されるのである。⁽¹⁷⁾七〇日後、デルボスは仏英友好の必要性を一層痛感するであろう。

ラインランド事件が勃発したときデルボスは副首相兼法相であった。かれはワイマール共和国の平和的進展を望んでいたもので、ヒトラー・ドイツに反感を抱きヒトラーの野心に警戒を発していた。⁽¹⁸⁾ところがラインランド事件はかれの反ヒトラー主義が無力であることを証明した。当初デルボスはアルベール・サロー首相のドイツに対する「精力的行動」を支持し、「トゥールーズ派」⁽¹⁹⁾としての連帯を示した。しかし「トゥールーズ派」の首領モーリス・サローは、フランスは単独で行動しえず仏英関係を悪化させるべきではないとして既成事実には屈したのである。また『トゥールーズ通信』のロンドン特派員も、ドイツが仏英連帯に打撃を与えられないならそれはドイツの失敗を意味するとすら主張し、イギリスと歩調を合わせることを強調していた。⁽²⁰⁾結局「トゥールーズ派」の一員たるデルボスもサロー兄弟と行動をとにしたのである。デルボスはこの事件で、連盟精神を犠牲にしてまでイギリスとの協調を第一とする原

理を余儀なくされた。この仏英友好は、条約の遵守を第一義とするデルボスの外交観の挫折という代償を支払って実現されたものであった。春の総選挙ではデルボスは平和主義をさらに鮮明にした。かれは「わたしは決して国民を冒険に投げ入れる決心をしない」と戦争の否定を有権者に約束したのである。⁽²¹⁾ スペイン内戦は三カ月後に勃発する。

如上のデルボスの政治的軌跡は『トゥールーズ通信』の編集長のそれと並行していたことに注目すべきであろう。南フランスの典型的な急進主義者として、両者は政治的価値も共有するものが多かった。デルボスはいわばモーリス・サローの忠実な代弁者、解説者であったのである。従ってデルボス外交を考えるうえでも『トゥールーズ通信』が何を主張するかを知ることが大切である。『トゥールーズ通信』がスペイン内戦の報道では、その質と量とで他紙を凌駕しヨーロッパの新聞の中でもトップ・クラスに位置づけられていただけに、一層注目する必要があるのである。⁽²²⁾

さて外相に就任するまでのデルボスは、二五年モーリス・サローとの関係ゆえにパウルヴェ内閣に公教育および芸術 *l'instruction publique et Beaux-Arts* 次官として初入閣した。次いで三六年一月にはアルベール・サロー内閣の法相をつとめた。サロー閣とのつながりを窺わせる人事であるが、常連の閣僚経験者ではなかった。従って人民戦線内閣で外務大臣という重要ポストに就任したのは初めてであった。外相は通常外交問題に明るい首相経験者がつとめていたことを考えれば、デルボスの外相任命は意外であった。それにデルボスは三六年の総選挙を、人民戦線に反対する右翼の支持を得て第二次投票を勝ち残ったのであった。⁽²³⁾ これまで首相が外相を兼任することも多かったが、それは弱い首相の地位を強化するためであった。第三共和政の首相は議長 *président du conseil* であって首席大臣 *premier ministre* ではなかったのである。ブルムが外相を兼任しなかったのは、かれの行政機構改革の理念による。行政能率を高め、首相の地位を強化するために、かれは首相の役割を内閣全般を監督し、調整し、政策を導くこと⁽²⁴⁾ においてたからである。⁽²⁵⁾ それではデルボスが外相に任命されるのに、いかなる事情があつたのであろうか。

この問題を検討したドライブフォートは二つの問題を提出し、それへの回答を試みている。第一になぜブルムは自党からではなくて、急進党から外相を選んだのか。第二になぜブルムはデルボスを外相に選んだのか。第一の問題の回答として、かれは次のものを挙げている。共産党が入閣を拒否したこと、政権を維持するには急進党の支持を必要としたこと、社会党はフランス・ニュー・ディールを実行するため社会経済関係の省庁を占めたこと。以上の理由によって外相のポストは急進党に残されたのであった。第二の回答はデルボスの外相任命は次善の策であったことに求められる。ブルムは初めエリオに外相就任を要請した。五月一九日、両者は国際状況について語りあった。その場でブルムはエリオに外交問題を処理する最大限の権威と行動の自由を与えると約束したが、エリオは入閣を拒んだ。そこで五月二五日、ブルムはデルボスに外相のポストを提示した。デルボスは躊躇した末、外相を受諾した。⁽²⁶⁾おそらくモリス・サローの支持があったのであろう。⁽²⁷⁾ブルムは自己の外交方針と一致しうる急進党リーダーを、消去法によって選んだのである。ドラディエは外交面では、エチオピア問題でも見られたように宥和的であったし、ブルムとの過去の関係は芳しくなかった。⁽²⁸⁾ジョルジュ・ボネ Georges Bonnet は問題外であり、ワシントン大使として遠ざけられたほどである。従ってエリオにも近く、かつ党内の一大派閥たるサロー閥とも係わりが深いデルボスが浮上したのである。それにデルボスが三五年一二月、ラヴァル外交を批判する雄弁をふるったことは記憶に新しかった。さらにデルボスの人格の誠実さ、潔癖さはブルムに共感を覚えさせるものであったはずである。ブルムが第二次大戦後の議会調査委員会で「外相イヴォン・デルボス氏はわたしの友であった。われわれ二人の間には大きな信頼があった⁽²⁹⁾」と証言したことはこれを例証する。以上のように仔細に検討すれば、デルボス外相誕生の謎も諒解可能となるであろう。

本節の最後に首相と外相の関係について言及しておこう。前述の議会証言にも明らかのように、両者の関係は良好なものであったと言いうる。そのうえブルムとデルボスは同じアパルトマンに住み、日昼に情報や印象を交換する余

裕がないときには、深夜や早朝にアパルトマンで交換しあつたといふ⁽³⁰⁾。従つてスペイン内戦への両者の対応の差違は表面的なものであつて、根本的なところでは合意があつたのではないかと推測される。もつともその合意はデルボスや外務省の主張にブルムが歩み寄ることとで造成されたのであり、両者は発想の点でブルムがよりインターナショナルでデルボスがよりナショナルな傾向をもち、スペイン共和派への共感の点でブルムがより感傷的でデルボスがより現実的な傾向をもつという違いはあるのであるが。ともあれ「視野が狭くて自信に欠ける人物」（レジエ）と評されたデルボス外相は、スペイン問題でも四囲の反対を押しして独自の政策を主導することはできなかったのである。

(1) デルボスの履歴については John E. Dreifort, *Yvon Delbos at the Quai d'Orsay, French Foreign Policy during the Popular Front 1936-1938* (Kansas, 1973), pp. 1-30. に多くを負つてゐる。

(2) フランソワ＝ポンセについては Adamthwaite, *France and the Coming of the Second World War*, *op. cit.*, pp. 152-153., Franklin L. Ford, "Three Observers in Berlin: Rumbold, Dodd and François-Poncet", in Gordon A. Craig and Felix Gilbert eds., *The Diplomats 1919-1939* (Princeton, 1953), 460-474. マシグリについては Adamthwaite, *op. cit.*, p. 25, p. 30, p. 150. なおイーデンはマシグリと個人的友情で結ばれていたこと、イギリス外務省がマシグリを信頼していたことを回想している。Anthony Eden, *The Eden Memoirs: Facing the Dictators* (London, 1962), p. 43. 南井慶二訳『イーデン回顧録Ⅲ 独裁者との出会い』（みすず書房、一九六四年）四一頁。

(3) Claude Bellanger, Jacques Godechot et al., *Histoire générale de la presse française*, tome III (Paris, 1972), p. 441.

(4) 『トゥールーズ通信』および急進党内に占める新聞の役割については Peter J. Larmour, *The French Radical Party in the 1930's* (Stanford, 1964), pp. 41, 54-57. なお最近『トゥールーズ通信』の歴史に関する浩瀚な研究書が出版された。本稿もこの研究書

に食うと」の大である。 Henri Lerner, *La Dépêche, journal de la démocratie : contribution à l'histoire du radicalisme en France sous la Troisième République* (Toulouse, 1978), 2 tomes 1012p.

- (5) *Ibid.*, tome II, p. 746.
- (6) *Ibid.*, tome II, p. 799.
- (7) *Ibid.*, tome II, p. 883.
- (8) *Ibid.*, tome II, p. 867.
- (9) *Ibid.*, tome II, p. 883.
- (10) *Ibid.*, tome II, p. 885. デルボスはその理由として右翼リーグの陰謀から共和国を防衛することを挙げているが、この選挙での急進党の後退も一因であろうと思われる。なぜならデルボスの人民戦線への対応は急進党の公式態度と一致しているからである。詳しくは拙稿「フランス人民戦線形成過程をめぐる一考察——急進党と人民戦線——」『法学論叢』第一〇八巻五号、第一〇九巻一号、二号（一九八一年）を参照のこと。
- (11) *Journal Officiel, Débats parlementaires, Chambres des Députés*, 27 décembre 1935, pp. 2808-2812. (以下 J.O. Députés. と略す) なおデルボスの発言の一部は Edouard Bonnefous, *Histoire politique de la Troisième République*, tome V la République en danger 1930-1936, 2^e éd. (Paris, 1973), pp. 364-365. に引用されている。
- (12) Lerner, *op. cit.*, tome II, p. 884. 「トゥールーズ派」と「ラヴァル派」との決裂は外交政策の領域で生じたのである。このことは急進党内の反ラヴァル派の増大を決定的にし、ラヴァル政府の存立を脅かしたのであった。
- (13) Werth, *The Destiny of France*, *op. cit.*, p. 204.
- (14) *J.O. Députés*, *op. cit.*, p. 2809.

- (15) *Ibid.*, p. 2812.
- (16) *Ibid.*, p. 2810.
- (17) *Loc. cit.* の演説の中でデルボスは「反ボルシェヴィキ十字軍も、反ファシスト十字軍も欲していない」と述べたが、不干渉はまさにこの精神にかなうものであった。*Ibid.*, p. 2811.
- (18) Lerner, *op. cit.*, tome II, pp. 786, 875-876.
- (19) Werth, *op. cit.*, p. 226, Larmour, *op. cit.*, p. 198, Bonnefous, *op. cit.*, p. 389, Dreifort, *op. cit.*, p. 11, John M. Sherwood, *Georges Mandel and the Third Republic* (Stanford, 1970), pp. 179-183. 筆者はたとえデルボスが抵抗を主張したとしても、それはジョルジュ・マンデル郵政相より控え目なもので、せいぜい「トゥールーズ派」の一致した行動を示す程度のものであったと想像している。
- (20) Lerner, *op. cit.*, tome II, pp. 878-879.
- (21) Serge Berstein, *Histoire du Parti radical*, tome II (Paris, 1982), p. 433.
- (22) Lerner, *op. cit.*, tome II, pp. 923, 928-930.
- (23) *Ibid.*, p. 897. 南西部の諸県から急進党は三二一年に四五名の下院議員を選出していたが、三六年には二五名と激減した。
- (24) Adamthwaite, *op. cit.*, pp. 111-112, Dreifort, *op. cit.*, p. 26.
- (25) この問題については *Ibid.*, pp. 22-29, Michel Soulié, *La vie politique d'Edouard Herriot* (Paris, 1962), p. 480.
- (26) 三六年八月二日、故郷での演説の中で、デルボスは外相に任命されたときの懸念やためらいについて語っている。そしてかれは外相を受諾したのは世界平和とフランスの安全を守るといふ達成すべき仕事の高貴さによってであったと述懐している。 *Le Temps*, 4 août 1936, p. 3.

- (27) 『トゥールーズ通信』は新外務大臣、イヴォン・デルボスと自己を結ぶ特別の友好関係を強調していた。Lerner, *op. cit.*, tome II, p. 901.
- (28) エチオピア問題ではラヴァル外交に共鳴していたし、三三年一〇月から三四年二月にかけて両者は「悪い関係」にあったのである。Larmour, *op. cit.*, p. 185, p. 189., *L'Œuvre de Léon Blum*, tome IV-2, p. 361.
- (29) *Ibid.*, p. 365.
- (30) *Loc. cit.*

(二) 内閣

外交政策の実質的最高決定機関は内閣である。内閣は集合的に、大臣は個人的に政府の外交政策に責任を負うのである。首相と外相については既に触れた通りである。本節では内閣の意思決定のメカニズムを考察するうえで、無視しえない機構上の諸問題について述べよう。なぜならこれらの問題も、政策決定における拘束要因として機能するからである。

ブルムが内閣制度の改革に情熱を燃やしたことからわかるように、当時の内閣組織は行政的非効率と組織間の権限の不明確を特徴としていた。第三共和政の内閣制度が第五共和政のそれと著しく異なることは周知の事実である。形式的には大統領制であるが、実質的には議院内閣制であった。しかしイギリスの議院内閣制と似て非なるものであった。すべては強大な執行権を嫌う立法権優位の共和政に淵源するのであるが、外交との関係で注意すべき行政慣行について三点指摘したい。

第一に内閣委員会の欠如である。イギリスにあったような常設の外交政策委員会が、閣内にはなかったのである。

従ってフランスでは外交問題が生じること、非公式に協議がなされるという状態であった。⁽¹⁾これでは内閣が緊急問題に敏速にしかも継続的に対処することは不可能であり、関係閣僚間の意見の交換も十分なしえなかった。また内閣の意思を先議し基本方向を定める非公式協議が行なわれても、ここでの決定が閣議で覆されることもあり、非公式協議は重要な意思決定組織とは言えなかったのである。閣内に外交政策を検討する小委員会がない以上、政府は専門官僚を擁する外務省の主張に依存せざるをえない。かくて外務省の方針が内閣の意思を決定する準梃杵となるのである。スペイン共和国から武器の援助が要請されたとき、一度だけ非公式協議がなされた。七月二四日のことである。この会議でスペインの要求に応諾する決定がなされたが、翌日の閣議でこの決定は覆されたのである。

第二に首相のリーダーシップの問題である。六月に成立したブルム内閣は、社会・経済関係の省庁を社会党が占め、外交・軍事関係の省庁を急進党が占める構成をとっていた。この構成からもわかるように、内閣は内政優先の政治をめぐらした。恐慌からの脱出が優先課題である以上、それは当然であった。早急に対策を構すべき外交懸案が対伊制裁の撤回であった時期（三六年六月）には、この陣容でも問題がなかったが、スペイン内戦という重大問題が浮上したときには、この内閣の構成はブルムにとって弱点となったと言いうる。つまり首相と外相の間に意見の不一致が存在したときには、首相のリーダーシップや首相が官僚行政に行使しうる影響力にもおのずと限界があったのである。なぜなら第三共和政のフランスでは、首相と関係なく各大臣が自律的権威をもって自己の省庁を指導することが多く、各省庁の独立傾向が大であったからである。⁽²⁾とくに外相は他の大臣より首相のコントロールから自由である度合が高かった。⁽³⁾しかも初めて外相となったデルボスが、重要な外交問題について外務省の上級官僚の意見を重視しただけになおさらそうであった。従って首相と外相が同一政党の出身の場合より、ブルムは外務行政にコントロールを及ぼせなかったことがフランスの行政慣行からも言いうるのである。ブルム内閣は社会党が史上初めて政権に参加した連立

政府であったことを忘れてはならない。

第三に閣議の実態についてである。内閣の意思は閣僚会議の場で決定された。スペイン共和国から援助の要請があった七月二〇日から一方的不干渉に踏み切った八月八日の間に、閣僚会議 *Conseil des ministres* は四回、内閣会議 *Conseil de cabinet* は一回開かれていた。これらの会議では公式議事録はとられず、討議は秘密であり、決定は投票による採決でも頭数を数えることもなかった。コンセンサスが得られるまで徹底して議論した末に、決定を下すのがたてまえであった。つまり決定は常に満場一致であった。ところが実際には各大臣が平等の発言力をもつのではなく、所管大臣の見解が重視された⁽⁴⁾。外交問題では外務大臣の主張が優位を占めたのである。外相が主張する政策は、巨額の出費を伴ったり外交上の危機をもたらすような場合を除いて、同僚の批判に晒されることはなかった⁽⁵⁾。スペイン内戦の際にはデルボス外相の見解が、即ち外務省の見解がストレートに反映されたわけである。これが閣議の実態であった。

以上のことから内閣が外交政策の最高決定機関とは言うものの、各省庁の自立傾向やデルボス外相が外務行政については素人であったことも加わり、外交問題では外務省がイニシアチヴを發揮しうる構図になっていたことが理解されるのである。それでは次節で外務省を分析しよう。

(1) Adamthwaite, *France and the Coming of the Second World War*, op. cit., p. 114.

(2) *Ibid.*, p. 111. 従ってブルムの行政機構改革も余り効果はなかった。

(3) F.L. Schuman, *War and Diplomacy*, op. cit., p. 20.

(4) ある大臣が他の大臣の管轄事項に容喙しない態度は次の事実に現われている。ジャン・ゼーは一九三八―一九三九年の閣議を回想して、

しばしば何が決議されたのかも知らずに大臣が散会したこともあったと述べているからである。Adamthwaite, *op. cit.*, p. III.
(5) 以上、F.L. Schuman, *War and Diplomacy*, pp. 20-21.

(三) 外務省^{ケー・ドルセー}

不干涉政策はブルム内閣の負の遺産として今日まで語りつがれている。ところがそれを外務省サイドから眺めると、スペイン内戦はフランス外務省がなお自主的に外交に関与しえたことを示す事件であったことが理解される。⁽¹⁾ 不干涉政策はケー・ドルセー主導のもとに策定されていたのである。その際大きな役割を演じたのは、ケー・ドルセーの上級官僚、とりわけ事務総長 *Secrétaire général* と政治通商局 *Direction des affaires politiques et commerciales* の官僚であった。これらケー・ドルセーの首脳は豊富な外交経験と専門的知識を持つ点で大臣を凌駕し、政策形成にも影響力を行使したのである。外交政策の立案に当るのはこれら官僚集団であったのである。スペイン内戦が勃発したときの事務総長はアレクシス・サン＝レジェ Alexis Saint-Léger Léger であり、政治通商局長はポール・バルジュトン Paul Bargeton、政治通商局次長はルネ・マシグリであった。翌年、バルジュトンはブリュッセル大使として転出しマシグリが局長に昇進する。

事務総長の職⁽²⁾は一九二〇年一月に、外交政策の統一性と持続性を確保し、外交全般を調整し統轄するために設けられていた。事務総長は外務省の長^{シエウ}であり大臣の常任顧問であって、省と内閣、省と議会の間を往復する連絡係ではなかった。戦間期にこの地位を占めたのはフィリップ・ベルトロ Philippe Berthelot (一九二〇—二二、二五—三二年) とアレクシス・レジェ (一九三三—四〇年) の二名であった。この地位が威信あるポストとなったのは、両名の才能に負うところが大きい。両者の在職期間の長さに象徴されるように、政治的に任命され頻繁に交替する不連続な外務

大臣と比べて、事務総長こそ外交政策の一貫性、継続性を保証していたと言いうるのである。あるジャーナリストが「真の大臣は事務総長である⁽³⁾」と記したが、それを前述の内容を包含すると理解するならば必ずしも誇張とは言えないのである。

それではこの頭職にあつたアレクシス・レジエの外交観を検討してみよう。レジエは一八八七年、カリブ海に浮かぶフランス海外県グアドループ *Guadeloupe* 島に生まれた⁽⁴⁾。十一歳からフランス本国で学び、外交官としての経歴は一九一四年から刻まれている。ケー・ドルセーのエリートによくあるように、かれは五年間（一九一六―二一年）の外国勤務（中国）をしただけで、あとはずっとパリの本省に勤務した。この本省勤めを通じてかれは外交政策策定上の諸原理、諸技術を学ぶのである。二一年、アジア・オセアニア課をかわきりに、二六年には課長、二七年には政治通商局次長、四年後には局長に昇進した。そして三三年にはケー・ドルセーの最高ポストたる事務総長に補任されたのである。

さてレジエの外交観を探るうえで看過しえないのは、ブリアンの影響である。一九二一年のワシントン軍縮会議に極東専門家として出席していたレジエは、その冷徹な頭脳ゆえにブリアンの属目するところとなった。それはレジエがブリアンから個人秘書になることを請われたことにも現れている。個人秘書にはならなかったが、レジエは二五年にブリアンの官房長となり、ロカルノ条約の締結に挺身した。大臣官房は政治的任命であつたので、レジエの官房長就任はブリアンが依然としてレジエの能力を買っていることを示している⁽⁵⁾。この後七年間レジエはブリアンと行動をともにし、ブリアン外交の裏方として精力的に活動したのである。ロンドン、ロカルノ、ブリュッセル、ハーグ、マドリッド、ベルリン、ジュネーヴとあらゆる国際会議にレジエの足跡が印されている。この七年間はレジエにとって、ブリアン外交を体得する徒弟期間であつた。ブリアンに仕えた七年間（二五―三二年）は、事務総長の七年間（三三

一四〇年）を方向づけたのである。

レジェ自身一九四二年のブリアン生誕八〇周年記念演説の中で、次のようにブリアン外交の神髄を要約している。⁽⁶⁾ この要約はとりもなおさずレジェの外交観の表白でもあった。レジェはブリアンの行動指針は四つあったという。第一にフランスの安全を確保すること、第二にこの目的のために世界平和の基礎ともなるヨーロッパの平和の土台 *les assises* を探求すること、第三に戦争に反対する有効な連帯の輪をヨーロッパ外に拡大すること、第四に危急の際には集合的権力 *l'autorité collective* の予防的行使に必要な全勢力を糾合することに専念することの四つであった。具体的政策としてはイギリスとの連帯の探求、中欧・東欧諸国との協定締結、地域条約、仏独接近、ヨーロッパ連合の規約を採択することなどが定式化された。仏英連帯が最優先されたことは言うまでもない。これらの方針はブリアン亡きあともレジェの、即ちケー・ドルセーの外交方針として踏襲されていた。国際連盟の調停機能、制裁機能の低下を見たアビシニア戦争、ラインランド事件後に重要性を帯びてくるのは、第一と第二の行動指針であり、具体的な政策として脚光を浴びるのは(1)仏英連帯、(2)仏独接近、(3)東欧諸国との関係強化の三つであった。これら鼎立しかねない三つの政策は⁽⁷⁾一九三六年八月には同時に遂行されたが、スペイン問題では仏英連帯が他の政策を制したのである。

レジェは以上のような外交観を持っていたと思われるが、かれが政治家ではなくてあくまで官僚であったことに留意する必要がある。かれは政治家の資質である性格の強さ、押しの強さを持ちあわせていなかった。イーデン外相はレジェを次のように評している。「レジェはもの静かな魅力と上品な作法を身につけていた。わたしはかれとは気があうと見てとった。けれどもかれにはその先任者フィリップ・ベルトロの持っていた性格の力というものがなかった。ラヴァルやフランダンのような男たちに、自分の判断をおしつけることなんか、たえそうするのが適当な場合さえもかれにはできない性分だ⁽⁸⁾」確かにレジェは新たな外交政策を進言し促進するタイプの官僚ではなくて、先蹤

と伝統の守護者であった。かれは大臣とレジームへの絶対的忠誠を第一の義務と考える官僚であった。⁽⁹⁾しかしラヴァルやフランダンといった個性の強い大臣の前ではイーデンの指摘は正鵠を射ているだろうが、外相経験のないデルボスに対しては「真の大臣」(アアール)と言うのも誤りではないであろう。

ところでレジェが理解するブリアンは世人が言うような「平和の使徒」でも「理想家 assembleur de nuées」でもなく、経験主義者、現実主義者であったことに注意すべきである。⁽¹⁰⁾それはフランスの安全の確保が第一の行動指針として掲げられていることにも明らかであろう。つまりブリアンの説く平和は理想主義ではなくて、現実主義に裏打ちされた平和であった。この点でブルムの説く平和とニュアンスを異にするのである。ブルムは軍縮とセットになった平和の理想を誠実に希求したのであるが、レジェは現実的平和を模索した。それは後年、宥和政策につながってゆくものであったが。

このように平和についての考えを多少異にするとはいえ、ブルムとレジェの間には友好的雰囲気があったと想像される。一九四五年九月に、レジェは亡命先のワシントンからブルムに書簡を送っている。⁽¹¹⁾それにはブルムへの友愛の情があふれ、レジェは四〇年春のパリ生活最後の夜をブルムと語りあったことを幸せに思うと述懐しているのである。この書簡は人民戦線政府期の両者の関係が良好であったことを傍証するであろう。なぜなら不干渉政策をめぐって両者が激しく対立し、ブルムが外務官僚に屈服を強いられた経緯があったなら、如上の書簡はありえないからである。それではレジェとブルムを結びつけていたものは一体何であろうか。文学と政治へのアンガージュマン。これこそが両者を牽引しあったのである。両者はこの二つの世界と真剣に格闘した知識人であった。政治の世界に足を踏み入れるまで、一方は文芸批評に、他方は韻文学に生活の拠点を置いていた。一九一〇年代にはブルムは文芸批評家としても名声を博していたし、レジェは二〇年代前半までに詩人として名をなしていた。ところがブルムは一九一九年より、

レジェは一九二五年より文学の筆を捨て政治に専念したのである。⁽¹²⁾ともあれレジェの詩才のほどは、一九六〇年にノーベル文学賞を受賞したことに明らかなであり、かれの文学的才能がブルムの尊敬を勝ちうるものであったことは確かである。両者の文学活動期が重なることから、共通の友人も多かった。その中にはアンドレ・ジード、ポール・ヴァレリイ、ポール・クロードル Paul Claudelらがいた。従って両者が直接、対面した可能性もありうるのである。以上のような経歴が両者に好感を抱かせるものであったことは疑いない。それに何と云っても親英派⁽¹³⁾でブリアン精神の継承者であるレジェの外交観は、ブルムにも異論のないものであったし、政権に就任するときにはブルムもケー・ドルセーの外交方針の大枠に同調していたと思われるからである。前述の六月二三日の首相演説は、そのことを示している。従って首相と事務総長の間には、外交政策について根本的不和はなかった。いわんや外相と事務総長の間においてをや。⁽¹⁴⁾

次に政治通商局のもつ重大な権限について触れねばならない。⁽¹⁵⁾この局は省内で最大かつ最重要な組織であり、この局長は事務総長に次いで影響力と威信が高かった。本来、政治通商局は送られてきた情報を分析したり、政策立案に当たったり、政治経済のさまざまな問題を大局的見地から調整する任務をもっていた。この局が機構を拡大してゆく中で、自己の内に取りこんだ重大な権限があった。それはスペイン内戦においても遺憾なく発揮された。政治通商局は、軍需品の輸出についての諾否を決する権限をもったのである。一九三五年九月五日デクレは、それまで慣習的默示的に存在したこの権限を、明示的にケー・ドルセーに帰属せしめた。武器・弾薬・航空機の輸出には、ケー・ドルセーの好意的助言 *Lavis favorable* を必要としたのである。局長のバルジュトンは「われわれは軍需品がわが国境を越えて輸出されるたびに介入した」と述べている。⁽¹⁶⁾「通商の自由」は政治の介入するところとなったわけである。スペイン共和国から武器購入の要求が発せられたとき、ケー・ドルセーの反応は如上の行動プログラムに沿ったものであつ

た。ケー・ドルセーは確立されたルーティン、標準作業手続に従って対処したのである。このことは七月二四日のプレス・コミュニケ、翌日の政治通商局の覚書となって現れている。

本節の最後にケー・ドルセーと出先機関との関係について一言しよう。ケー・ドルセーの政策立案に外国勤務の大使が直接参与することはない。しかしケー・ドルセーに情報を提供することによって、間接的に決定に参加していると言ふことができる。なぜなら情報が事実の選択であり、個人の知覚を経由した状況の評価である以上、情報に大使の主観が混入することは避けられないからである。第二次大戦後の議会調査委員会の場で三六年当時のケルン総領事は、ケー・ドルセーの官僚が自分のラインランドに関する報告を正当に評価しなかったと批判している⁽¹⁷⁾。ケー・ドルセーの業務遂行上、かかる非能率や不作為があつたことは否めないが、スペイン問題に関しては少くともベルリン、ロンドン、マドリッド、ローマに駐在する各大使の報告は、正当に処理されたと思われる。かれらの情報は、ケー・ドルセー首脳が状況を評価する際のものどころとなつたのである。というのはスペイン内戦へのドイツの反応は、専ら駐独大使フランソワ・ポンセからもたらされており、かれの情報はドイツの行動を予測するうえで重要な位置を占めていたからである。それに政治通商局長マシグリがフランソワ・ポンセとの友情を表明しているだけに、フランソワ・ポンセの報告が無視されたとは思えないのである⁽¹⁹⁾。また「ロンドンの英国大使」と揶揄された駐英大使シャルル・コルバン Charles Corbin の報告は、レジエラケー・ドルセー首脳がイギリス政府の反応やイギリス世論の動向についての知識を何よりも欲していただけに重きをなしたと思われる。さらに駐西大使ジャン・エルベット Jean Herbertte はフランコ派に好意を寄せる人物であつたが、かれの情報はスペインの状況を認識する際の重要な参考資料となつたであろう⁽²⁰⁾。クイリナル Quirinal (イタリア外務省) のうけがよかつた駐伊大使シャルル・ド・シャンブラン Charles de Chambrun の報告も、イタリア政府の動向を知る手がかりであつた⁽²¹⁾。これら総じて保守的な大使の情報

は、ケー・ドルセー首脳に不干渉を確信させたのである。⁽²³⁾

- (1) キャメロンはスペイン問題はケー・ドルセーが政策形成に重要な役割を演じた最後の争点でもあったと述べている。Elizabeth R. Cameron, "Alexis Saint-Léger Léger", in Craig and Gilbert eds., *The Diplomats 1919-1939*, *op. cit.*, 392.
- (2) フロマンゴとバリエールは Jean Baillou et Pierre Pelletier, *Les Affaires étrangères* (Paris, 1962), pp. 45-46., F.L. Schuman, *War and Diplomacy*, *op. cit.*, pp. 33-34., A. Grosser, *La IV^e République et sa politique extérieure*, *op. cit.*, p. 68., Richard D. Challener, "The French Foreign Office: the Era of Philippe Berthelot", in Craig and Gilbert eds., *The Diplomats*, *op. cit.*, 50-51.
- (3) Paul Allard, *Le Quai d'Orsay* (Paris, 1938), p. 49.
- (4) ドンゴの経歴については Saint-John Perse (pseudonyme de Léger), *Œuvres complètes* (Paris, 1972), spécialement voir Biographie, pp. IX-XLII., E.R. Camelon, *op. cit.*, 378-405., Jean-Baptiste Duroselle, *La décadence 1932-1939* (Paris, 1979) pp. 21-25., A. Adamthwaite, *France and the Coming of the Second World War*, *op. cit.*, pp. 137-138. 詩人ドンゴを論じた研究書は数多くあるが、外交官ドンゴを論じたものはキャメロンの論文と修士論文である Patric Guyot, *Alexis Léger, secrétaire général du Quai d'Orsay 1933-1940* (inéd. s. d.) しかないのが現状である。筆者は後者の論文を入手していない。
- (5) 大臣官房はケー・ドルセー唯一の政治的ポストであり、大臣の個人的補佐であった。官房の義務は大臣の仕事を組織し補佐し、大臣と省内の部局との接触を保つことであった。Jhon E. Howard, *Parliament and Foreign Policy in France* (London, 1947), pp. 46-47.
- (9) Alexis Léger, "Briand (discours prononcé à New York, pour une commémoration internationale d'Aristide Briand, 1942)",

in Perse, *Œuvres complètes*, pp. 605-614. レジエはメモワールを残していない。従つてこのような演説からしか、われわれはかれの外交観を窺い知ることができないのである。四つの行動指針については、*Ibid.*, pp. 609-610.

(7) なぜならこれら三つの政策は、どの組合せをとつても——(1・2)(2・3)(3・1)——両立しないからである。それはこれら三つを遂行したブルム内閣にとつて、唯一成功した政策が(1)の仏英連帯であつたことにも現われている。

(8) Anthony Eden, *The Eden Memoirs: Facing the Dictators*, *op. cit.*, p. 232. 邦訳、前掲書、二二〇頁。

(9) Alexis Léger, "Réponse à une enquête de presse sur 《Les meneurs d'hommes》(9 janvier 1936)", in Perse, *Œuvres complètes*, pp. 598-599.

(10) Léger, "Briand", *op. cit.*, p. 609.

(11) Léger, "Lettre à Léon Blum", in Perse, *Œuvres complètes*, pp. 627-629.

(12) ブルムはこの後文学に専らすることはなかったが、レジエは一九四〇年後、政治の世界を去り再び詩作に耽るようになる。かれが事務総長時代のメモワールを残していないことは、四〇年の政治の世界からの退場があと味の悪いものであつただけに、政治への嫌悪を現しているのかもしれない。あるいは外交官の役割は匿名性にあるというかれの信念を実行したのかもしれない。Cameron, *op. cit.*, 378

(13) レジエはイギリスの立場は考慮され、イギリスの信頼は保たねばならないと考えていた(*Ibid.*, 383)。また一九三五年にレジエはガムラン将軍に「仏英の緊密な協調のみが今後平和を確保しうる」と語つていた(Gamelin, *Servir II*, Paris, 1946, p. 177)。

(14) レジエはデルボスは視野が狭くて自信のない人間であると見ていた。Cameron, *op. cit.*, 382.

(15) 政治通商局については Allard, *op. cit.*, pp. 46-48, F.L. Schuman, *War and Diplomacy*, pp. 36-37.

(16) Allard, *op. cit.*, p. 47.

- (17) Adamthwaite, *op. cit.*, p. 139, Challenger, *op. cit.*, 64, William L. Shirer, *The Collapse of the Third Republic* (London, 1970), p. 233, p. 240, p. 254. 井上勇訳『フランス第三共和制の興亡 1』（東京創元社、一九七一年）二八七、二九六、三二五―六頁。
- (18) Amédée Outrey, *Histoire et principes de l'administration française des affaires étrangères* (3), *Revue Française de Science Politique*, III no. 4 (1953), 721-725. ウーテレイはケー・ドルセーの機構や設備が時代遅れになったことを記している。Adamthwaite, *op. cit.*, pp. 139-141, Allard, *op. cit.*, pp. 19-23, Challenger, *op. cit.*, 59-61. なお三〇年代のケー・ドルセーの機構および上級外交官の経歴については Duroselle, *op. cit.*, pp. 270-289. が詳しい。
- (19) Une lettre de M. René Massigli, in *Le Monde*, 1^{er} juin 1971, p. 6. フランソワ・ボンセがスペイン共和派に共感していないことを示している。F.L. Ford, "Three Observers in Berlin", in Craig and Gilbert eds., *The Diplomats*, 464.
- (20) Irwin M. Wall, "Socialists and Bureaucrats: the Blum Government and the French Administration 1936-37", *International Review of Social History*, XIX no. 3 (1974), 341, Claude Bowers, *My Mission to Spain: Watching the Rehearsal for World War II* (New York, 1954), pp. 296-297. ウォールのエルベット評はフランス外交文書集の中にある。エルベットの本書宛ての通信を調査しての結論である。なおバウアースは当時マドリッド駐在のアメリカ大使であった。
- (21) 親伊的なシャンブランは表面的には、高齡を理由に退官させられた。これは仏伊間の「外交紛争」にまで発展し、フランスは三六年十一月から三八年十一月までローマに大使をおかなかつたのである。J. Colton, Léon Blum, *op. cit.*, pp. 218-223, Jules-François Blondel, *Au fil de la carrière, récit d'un diplomate 1911-1938* (Paris, 1960), p. 345.
- (22) 外務省は軍とならぶ保守派の牙城であるが、ラクチュールは行動の動機づけに応じて外交官を次の三タイプに分別している。諦観し状況に流される無為派、仏英友好が強迫観念にまでなった親英派、反共派の三つである。この三タイプがともに不干涉を上申するのは明白であろう。Jean Lacouture, Léon Blum, *op. cit.*, pp. 357-358.

(四) 議 会

J・フランケルは議会在外交政策において演ずる役割を次のように述べている。議会は外交政策を主導するのではなく確認するにとどまり、決定前の段階では議会の「助言」機能は政治的圧力として行使されると。⁽¹⁾確かに議会在外交政策の決定過程で果たす役割は、二次的なものである。第一次大戦前のフランス議会の役割は、政府が決定した政策に押印するだけであつた。⁽²⁾しかるに第一次世界大戦後に生じた国際社会の変容——例えば国際連盟の誕生、軍縮会議の開催、公開外交の要求——は議会の外交問題への関心を高め、その結果、戦前より議会の影響力を増大させるにいたつたのである。議会在外交政策について政府をコントロールする手段は三つあつた。財政委員会による外交予算のチェック、大臣糾問 Interpellation、外交委員会によるコントロールの三つである。もつともこの三つの手段といえども、間接的に政策決定に影響を及ぼすにすぎなかつたが、スペイン問題では効果的に作動した。武器援助問題が争点となつたときには、大臣糾問と外交委員会とが政府への圧力手段として機能した。上院外交委員会は七月三〇日の午前に、下院外交委員会は午後それぞれ開かれ、首相や外相から政府の意見を聴取すると同時に、スペイン問題に対する議会の慎重な態度を政府に知らせる機能を果たしたのである。大臣糾問は七月三一日午後下院でなされ、政府の不干渉方針は信任されたのであつた。

三つのコントロール手段のうち、外交委員会は恒常的に外相やケー・ドルセーとの接触を保っているので最も重要であつた。⁽³⁾レオン・ブルムは外交委員会を「コントロールの不可欠の機関」であり、「主権の眞の受託者」であるとして位置づけている。⁽⁴⁾下院外交委員会は四四名の委員からなり、各政党の議員数に比例して選出され、いわば下院のミニチュアであつた。しかもこの委員会は元首相、元外相といった有力議員を多く含み、議会委員会の中では最も重要と考えられる委員会であつた。外交委員会の任務は外交問題に関する情報を収集し、政府の政策を監視することであ

る。外交委員会が情報を入手する方法は二つあった。一つは委員会が外相ないしその下僚を喚問し、政策について報告を求めることであつた。しかしこの手段は憲法的規定を欠缺し、外相は出席を拒むことも可能である。他の一つは委員長が外務省の公文書を閲覧することであつた。これは委員長にのみ認められた権限である。しかし一般委員も外相から公文書の抜粋の報告を聞くことで、他の議員よりは詳しい情報を手にしえたのである⁽⁵⁾。外相といつでも会うことができるのも委員長の特権であつた。グロッセルは委員長はしばしば、まるで第二外務大臣のようであつたと記している。このように外交委員会は威信のある委員会で、委員の個人的発言も外国からは政府の立場を代弁する発言と見なされるほどであつた。従つて政府は下院のミニチュアである外交委員会の支持を得られない外交政策を決定しえなかつたのである。

ブルム内閣のときの下院外交委員長はジャン・ミストレ、上院外交委員長はアンリ・ベランジェ Henry Bérenger であつた⁽⁶⁾。両者はともに急進党に所属していた。ミストレはサロー兄弟と同じ南フランスのオード Aude 県出身で「トウールーズ派」に属した。ベランジェはケー・ドルセーの事務総長と同郷のグアドループ島出身であつた。ミストレは急進党右派に位置し、政治的には保守である。三六年春の総選挙では反人民戦線キャンペーンを繰り広げ、スペイン問題では共和国の立場 *cause* に敵対的であつた。のちには「最も活発な平和主義者の一人⁽⁷⁾」になるはずである。ミストレは出身県が「トウールーズ派」の拠点であつたがゆえにサロー閣に属していたようなところがあつた。もっともサロー閣に属することはかれの野心を満たしもした。三二年議会期にかれが国民教育次官、郵政大臣、商務大臣を歴任しえたのは、サロー閣とのつながりに負っているからである。ともあれスペイン問題では、一匹狼的気質のミストレは共和派に好意的な「トウールーズ派」の首領のスペイン観⁽⁸⁾に特に注意を払うこともなく、自己の考えを押し通したのである。

ミストレがサロー兄弟とつながりがあるのは当然であるが、ベランジェもサロー兄弟と関係をもっていた。かれが単にアルベール・サローと同じ急進党の上院議員であったからというだけでなく、一八九八年から一九〇二年にかけて『トゥールーズ通信』の協力者であり、月に二回、論説を寄稿していたからである。この後も『行動』[Action]、『世紀』[le Siècle]、『パリ＝ミディ』[Paris-Midi]などの新聞の編集に携わり、ジャーナリズムを通じてサロー兄弟との関係は続いた。今世紀の初めには反教権闘争の戦士であったベランジェも、三〇年代には党内右派に属した。それはかれが『両世界評論』[Revue des Deux Mondes]や『パリ評論』[Revue de Paris]といった保守的雑誌の協力者であったことにも現れている。外交のうえでは仏伊友好の提唱者であった。かれは三二年にはムッソリーニの歓待を受けたこともあるし、親伊的な経済紙『現実』[Actualité]の定期投稿者でもあったのである⁽⁹⁾。

以上のように両院の外交委員長は直接ないしサロー兄弟を介して間接的にデルボス外相を知っており、いわば三人は旧知の間柄であった。従って委員長の圧力が外相に浸透する度合は、他政党的委員長の場合よりも大きかったと言いうる。なぜなら外交経験という点ではベランジェはデルボスを凌ぎ、議会で名声を博していたからである。ベランジェは一九二六年には駐米大使であり、三一年から上院外交委員長を勤めていたのである。両院の外交委員長はスペイン問題では、不干渉を外相に進言するであろう。

(1) Joseph Frankel, *The Making of Foreign Policy: an Analysis of Decision-Making* (London, 1963), p. 25, p. 27. 邦訳、前掲書、三三三、三五頁。

(2) 以下のことに従って J.E. Howard, *Parliament and Foreign Policy in France*, op. cit., pp. 52-89. Marcel Plaisant, "L'action du parlement sur la politique extérieure," *Revue Politique et Parlementaire*, t. 203, no. 605 (1951), 105-108. Schuman, *War and*

- Diplomacy*, pp. 23-26., Adamthwaite, *France and the Coming of the Second World War*, op. cit., pp. 125-126., Challenger, *The French Foreign Office*, op. cit., 55-58., Grosser, *La IV^e République et sa politique extérieure*, op. cit., pp. 84-85, 87., Thomson, *Democracy in France since 1870*, op. cit., pp. 110-112., Joseph-Barthélemy, *The Government of France*, op. cit., pp. 112-115.
- (3) 外交委員会については Howard, op. cit., pp. 90-112., Adamthwaite, op. cit., pp. 130-131. に詳しい。
- (4) Léon Blum, *La réforme gouvernementale*, in *L'Œuvre de Léon Blum*, tome III-1, p. 567.
- (5) なお一般の議員は外務省の発行する外交黄書 *livre jaune* によって交渉の経過や条約の内容について知ることができた。Jacques Kayser, *La diplomatie et le parlement*, in *Le Monde*, 9 janvier 1953, p. 7.
- (6) 委員長の経歴については Adamthwaite, op. cit., pp. 131-132., Lerner, *La Dépêche*, op. cit., t. I, pp. 181-182, 465, t. II, pp. 857-858, 894, 931., C. Bellanger, J. Godechot et al., *Histoire générale de la presse française*, op. cit., p. 357. なおミストレルの前任者は急進党のポール・バステイット Paul Bastid であり、かれも「トゥールーズ派」であった。「トゥールーズ派」は三〇年代の外交委員長の地位を独占したのである。
- (7) Alexander Werth, *The Twilight of France 1933-1940* (New York, 1942), p. 217. ミストレルは一九三九年には『ドイツの脅威と平和戦線』という論文を発表し、なお平和的解決に望みを託している。Jean Mistler, *La menace allemande et le front de la paix*, *Revue de Paris*, XLVI no. 4 (15 juillet 1939).
- (8) モーリス・サローも不干涉を支持しはするが、スペイン共和派への共鳴度はデルボスより強かったのである。Lerner, op. cit., tome II, pp. 930-935.
- (9) Grosser, op. cit., p. 87., Bellanger, Godechot et al., op. cit., p. 586.

(五) 軍 部

フランスのような民主主義国においては、軍部が外交政策の決定に関与するのは戦争決定など問題が優れて軍事戦略的性格をもつときに限られる。スペイン問題は武器輸出問題の形をとったが、実質は政治問題であり、従って軍部が果たした役割は二次的であった。スペイン内戦から航空機や戦車といった新兵器の軍事技術や戦術上の教訓を引き出そうという姿勢は軍の一部に見られるが、ピレネーの彼方にフランスの友好国をもつことの国家的戦略利益を議論した様子はない。三六年七月から八月にかけて、これを議論したのは軍人ではなくて政治家であったのである。

かつて軍部は反共和勢力の代表であったが、ドレフュス事件後は一層、政治的中立 *la grande muette* を保ち文民統制に服した。もつとも軍事最高司令部のメンバーの中には、ウェイガン將軍のようにスペインの軍人を讃え、共和政に批判的見解の持主もいた。三〇年代にフランス陸軍の指揮をとっていたのはモーリス・ガムラン *Maurice Gamelin* 將軍、マクシム・ウェイガン *Maxime Weygand* 將軍、フィリップ・ペタン *Philippe Pétain* 元帥であった。スペイン内戦勃発時の三名の役職は次のようである。ガムランは陸軍最高司令官かつ参謀総長であり、ウェイガンは軍事最高会議 *Conseil supérieur de la guerre* の副議長かつ陸軍監察長官であり、ペタンは軍事最高会議のメンバーであった。ヴェルダンの英雄は三一年に陸軍最高司令官の地位をウェイガンに譲ったのち、三四年には陸相をつとめ、かれの勢威は依然として大きかった。⁽²⁾ 三六年の時点でガムランは六四歳、ウェイガンは六九歳、ペタンは八二歳であった。これらは新兵器の開発や新戦略思想の導入に否定的であり、戦車や機甲化部隊の重要性を説くエスチエンヌ *Estienne* 將軍やド・ゴール中佐の意見を軽視した。軍部も老人政治 *gérontocratie* の旧套を蟬脱することができなかったのである。最高司令部が考える戦略はマジノ線に象徴される守勢戦略であった。⁽³⁾ フランス軍の側から戦端を開く意思はなかった⁽⁴⁾のである。従ってスペイン共和派への武器援助が仏独開戦への導火線となるなら、最高司令部は当然スペイン内

戦への介入に反対するであろう。

ところが実際には、参謀本部は武器援助問題について見解を明らかにしなかった。その理由として参謀が軍の政治的中立を貫いたことのほか、政府が早々と不干涉を打ち出したことを指摘しうる。七月二二日、陸相や空相は供給可能な武器の調査を命じていたが、三日後には不干涉が決議されたために、参謀は会議を開く必要性を感じなかったのである。それにフランコ將軍がリョーティ Lyautey 將軍の生徒でありかれの賛美者であったことは陸軍に影響を与えた。すなわちフランコ派に同情を寄せる將校が多い陸軍にあつては、スペイン共和派への援助に反対であり、政府の不干涉に異議はないからである。さらにガムラン將軍個人にとつても、スペイン問題で紛糾がもちあがることは、八月一二日から予定されている同盟強化を目的としたかれのポーランド訪問をも危くするものであり、政府の不干涉に異存はなかつた。七月下旬から八月上旬にかけて、スペイン問題が参謀本部の会議の議題とならなかつたことは、ガムランとウェイガンの両將軍が回想録の中で一行も触れていないことに傍証されるであろう。⁽⁵⁾ ガムラン將軍が回想録の中でスペイン問題に触れるのは、アンシュルス後の三八年三月一五日である。⁽⁶⁾ 参謀本部はこの日まで独伊と結んだフランコの勝利がフランスの安全保障に及ぼす影響について、真剣に考慮したことはなかつたのである。ガムランはこのとき初めて、フランコが海軍基地をフランスの敵に提供することから生じるフランスの安全保障上の脅威を述べている。しかしこの見解は三六年七月に、援助派が展開した論理であつた。

ともあれ軍部は内心では不干涉の立場であつたと思われるが、不干涉政策の決定に殆ど役割を演じなかつた。政府も決定的な三週間に、スペイン内戦が孕む戦略的脅威についてなぜか参謀と協議しなかつた。⁽⁷⁾ 軍の態度は既に四カ月前のラインランド事件の中で明瞭に示されていた。その立場は純粹に防衛部隊としてのフランス陸軍は攻勢をとる準備ができておらず、イギリスの支援がない限り対独戦を回避せねばならないというものであつた。⁽⁸⁾ この立場は武器援

助問題では軍を不干渉の支持に傾かせるはずである。⁽⁶⁾

- (1) 例えば Général Armengaud, *Les leçons de la guerre d'Espagne, Revue des Deux Mondes*, (15 août 1937), 754-769.
- (2) 「二月六日事件」に明らかかなように右翼への元帥の威信は勿論のことであるが、急進党左派のピエール・コットですが、一九三五年にはペタン元帥こそフランスを救いうる唯一の人物と記していたのである。W.L. Shirer, *The Collapse of the Third Republic, op. cit.*, p. 210. 邦訳、前掲書、二五八頁。
- (3) 確かにウェイガンも述べるようにドイツがヴェルサイユ条約を遵守して再軍備せず、ラインランドに進駐しなかったら、フランスの安全は守勢戦略で十分であった。Général Weygand, *L'état militaire de la France, Revue des Deux Mondes*, CVI (15 octobre 1936), 722.
- (4) 以上の三名の経歴および三〇年代のフランス軍の状態については André Géraud (Pertinax), Gamelin, *Foreign Affairs*, XIX (1940), 314-315, 317-318., Philip C.F. Bankwitz, Maxime Weygand and the Fall of France: A Study in Civil-Military Relations, *Journal of Modern History*, XXXI no. 3 (1959), 225-229., Paul-Marie de La Gorce, *La République et son armée* (Paris, 1963), pp. 313, 323-329., Jacques Nobécourt, *Une histoire politique de l'armée*, tome I, De Pétain à Pétain 1919-1942 (Paris, 1967), pp. 197-230., Malcolm Anderson, *Conservative Politics in France* (London, 1974), pp. 127-130., Shirer, *op. cit.*, pp. 154-169, 邦訳、前掲書、一九三—二二二頁。Adamthwaite, *op. cit.*, pp. 159-172.
- (5) M. Gamelin, *Servir II prologue du drame* (Paris, 1946), M. Weygand, *Mémoires II mirages et réalité* (Paris, 1957). ウェイガンを中心に三〇年代の政治と軍事のからみを分析することで、四〇年の軍事的敗北を検討せんとしたバンクヴィツの浩瀚な研究書も不干渉には触れていない。P.C.F. Bankwitz, *Maxime Weygand and Civil Military Relations in Modern France* (Cambridge,

1967). またガムラン、ダラディエ、レイノー、ペタン、ラヴァルの政治責任を問うペルティナックスの大著も不干渉政策については記している。Pertinax, *The Grave-diggers of France* (New York, 1944).

(9) Gamelin, *op. cit.*, pp. 329-331. Shirer, *op. cit.*, pp. 285-286. 邦訳、前掲書、三五五頁。

(7) R.J. Young, *In Command of France*, *op. cit.*, p. 139.

(8) ラインランド事件のときの軍の対応については Shirer, *op. cit.*, pp. 235-238, 243-244, 248-249, 250-256, 260-261, 264-265. 邦訳、二九〇-四、三〇一、三〇七-八、三一〇-一八、三三三-四、三三九頁。Gamelin, *op. cit.*, pp. 197-217. W.F. Knapp, *The Rhineland Crisis of March 1936*, in James Joll ed., *The Decline of the Third Republic* (London, 1959), 74-76. de La Gorce, *op. cit.*, pp. 332-337. ガムラン将軍は三六年六-七月にも依然として、このような考えをダラディエ国防相に述べている。Young, *op. cit.*, p. 178.

(9) 本節では陸軍を中心に述べたが、海軍も空軍もフランコ派に同情を寄せる者が多かった (J. Lacouture, *Léon Blum*, *op. cit.*, p. 357)。パリ駐在アメリカ代理大使は、将校の多くはフランスの安全がフランコ派の勝利によってより良く保証されると感じていると報告している (*Foreign Relations of the United States, 1936, Vol. II, No. 781, p. 508.*)。またフランコ派への共感の点では、空軍が最も強かったと主張する論者もいる (Philippe Bourdrel, *La Cagoule 30 ans de complots*, Paris, 1970, p. 105.)。